

令和 6 年度
国の施策及び予算に対する重点要望

令和 5 年 6 月

千 葉 市



千葉市政の推進につきまして、平素より格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

本年4月からスタートした「千葉市基本計画」では、本市の特性である都市の活力と自然の潤いを活かした「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」を実現するため、脱炭素化の推進や、災害に強いまちづくりなどの社会基盤の整備に加え、子育て環境のさらなる充実、障害のある方や不登校児童生徒への支援などセーフティネットの構築、雇用の場の創出による地域経済の活性化などに向けて、様々な立場の方々とともに取り組むこととしております。

そうした本市における様々な取組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和6年度の国の施策展開及び予算編成にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和5年6月

千葉市長 神谷俊一

目 次

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

1	物価高騰への対策について	1
[内閣官房・内閣府・厚生労働省]		
2	感染症対策における財政支援等について	3
[内閣官房・内閣府・総務省]		
3	地方分権改革の推進について	5
4	地方創生の推進について	9
[こども家庭庁・文部科学省]		
5	「こども未来戦略方針」案に関する要望について	13
6	子育て支援の推進について	17
[こども家庭庁・厚生労働省]		
7	子どもの貧困対策の推進について	21
[こども家庭庁]		
8	児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について	23
[デジタル庁・総務省]		
9	システム標準化に係る移行期限及び経費の補助について	25
[総務省]		
10	地方交付税における算定方法の見直しについて	27
[法務省・文部科学省]		
11	在留外国人に対する日本語教育等の推進について	31
[文部科学省]		
12	不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について	35
13	夜間中学に係る支援の充実について	39
14	I C Tを活用した学習環境の整備について	41
15	公立学校施設の整備推進について	45
16	教育の質を維持・向上するための教職員の確保について	47

[厚生労働省]

- | | | |
|----|--|----|
| 17 | 特別児童扶養手当制度の見直しについて…………… | 51 |
| 18 | 障害福祉サービスに係る十分な財政措置について…………… | 55 |
| 19 | 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための
所要の措置について…………… | 57 |
| 20 | 国民健康保険制度への支援措置等について…………… | 61 |

[経済産業省・環境省]

- | | | |
|----|---|----|
| 21 | 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び
暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について…………… | 63 |
|----|---|----|

[国土交通省・環境省]

- | | | |
|----|---|----|
| 22 | モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の
拡充について…………… | 65 |
|----|---|----|

[国土交通省]

- | | | |
|----|---|----|
| 23 | 航空機騒音の改善について…………… | 67 |
| 24 | JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について… | 69 |
| 25 | 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の
整備促進について…………… | 71 |
| 26 | 「ちば共創都市圏」の活性化に資する街路事業の拡充と安定的な
財源の確保について…………… | 73 |
| 27 | 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について…………… | 75 |

[環境省]

- | | | |
|----|----------------------------|----|
| 28 | プラスチックのリサイクル制度について…………… | 79 |
| 29 | 雑品スクラップに対する規制の拡充について…………… | 81 |
| 30 | 循環型社会形成推進交付金制度の充実について…………… | 83 |

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

1 物価高騰への対策について

世界的な原材料価格の高騰により、全国的にエネルギー・食料品価格等の物価高騰が生じ、企業や家計、さらには自治体運営にも影響を及ぼしています。

こうした中、政府ではエネルギー価格の激変緩和策や賃上げ・価格転嫁対策等を講じられてきたことは認識しています。

しかし、いまだ出口の見えない物価高騰が本市の市民生活や事業活動、行政運営においても重大な影響を及ぼしていることを踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。
- (2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。
- (3) 市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について物価の状況に応じ、財政措置すること。

[要望理由]

- (1) 令和4年度・令和5年度において電気・都市ガス料金の負担軽減といった政府による国全体での支援策や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による自治体の実情に応じた支援策が展開されている。

コロナ禍からの経済回復を確実に促進するために、令和6年度の物価状況を見極め、必要に応じて国の一元的な支援の継続と地域特性を踏まえた自治体による支援に対する十分な財源措置を要望する。

- (2) 医療、介護・福祉、保育の分野の施設においても物価高騰の影響によりサービス提供に係る費用が増加しており、現時点では自治体ごとに追加給付を行っているため、地域差が発生している可能性があることから、物価高騰の影響を適切に反映した各種公的価格の算定が必要である。

- (3) 令和5年1月23日付け事務連絡「令和5年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」では、市有施設の管理経費における光熱費高騰分が普通交付税の基準財政需要額に算入されることが示されているが、現在の物価高騰による自治体への影響が令和6年度においても継続する場合には、市有施設の光熱費や建設物価をはじめとする行政コストの高騰分について財政措置を要望する。

[千葉市担当] 財政局財政部財政課 Tel 043-245-5073

[参 考]

千葉市の令和4年度物価高騰対策事業の予算額一覧

事業名	予算額(百万円)
市民生活への支援	2,770
下水道使用料等の減免	1,586
子育て世帯臨時給付金	930
学校給食費支援	162
保育施設等給食費等支援	92
事業者等への支援	4,645
中小企業者緊急特別支援金	1,080
令和4年4月～8月分	670
令和4年9月～11月分	410
緊急特別支援資金融資・支援金	2,860
高齢・障害事業所支援	220
民間保育施設等支援	69
商店街街路灯・防犯街灯補助	34
肥料価格高騰対策	79
畜産飼料価格高騰対策	25
地方卸売市場場内事業者等緊急特別支援金	77
地域公共交通支援	196
一般公衆浴場支援	5
計	7,415

2 感染症対策における財政支援等について

今般の新型コロナウイルス感染症を始め、新興再興感染症による感染症危機に直面する可能性が今後もあることから、今回の経験により蓄積した様々な課題について、優先順位などを整理したうえで、その具体策を策定するなど、事前の準備を十分行う必要があると考えます。

本市においても、今後再びやってくる可能性のある新興再興感染症の流行時への対応も見据え、各種感染拡大防止対策やワクチン接種を始め、いざというときに迅速な対応を取ることができるよう、保健所を始めとした体制を強化するための財源を確保しておく必要があると考えます。

については、今後の感染症対策において、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 今後起こり得る新興再興感染症への対応については、蔓延の防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、指定都市を交付金等の直接の交付対象とするとともに、地方自治体に負担が生じないようにすること。また、感染症対策の中心となる保健所体制強化の財源を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化にあたっては、早期に、実施時期・接種回数等の具体的な方針について地方自治体に情報を提供し、十分な準備期間を得られるよう配慮するとともに、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に負担が生じないようにすること。
- (3) 新たな施策等の制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分に聞くとともに、速やかにその施策の情報を共有し、地方自治体等が混乱しないよう努めること。

[要望理由]

新型コロナウイルス等新興再興感染症への対応については、蔓延防止や重症化予防等の観点から、国の責任において確実に財政措置を行い、地方自治体に財政面で負担を生じさせないことを要望する。

また、ワクチン接種を確実に推進するためにも、諸外国の先行事例の具体的なデータや分析等を踏まえた上で、ワクチン接種の有効性・必要性、また、副反応等の安全性に関する情報を、国民に対し強く周知することを要望するとともに、早期に、実施時期・接種回数等の具体的な方針について地方自治体に情報を提供し、十分な準備期間を得られるよう配慮することを要望する。

新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、過大な業務で職員が疲弊しているのが現状である。また、専門職の人員不足も深刻で、本来業務に支障が生じており、日ごろから体制整備が必要である。また、新興感染症に備え、保健所の人員などを含めた体制の強化や検査体制の整備、医療体制の確保などの施策を含め、地域の実情に応じて効果的かつ迅速に実施できるよう、地方の意見を踏まえた財政措置が必要であるとともに、交付金について指定都市を直接交付の対象とするなど、感染症対策のさらなる充実を図る必要がある。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部医療政策課 Tel. 043-245-5202

3 地方分権改革の推進について

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であります。

また、地方分権改革の推進は、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生において、極めて重要なテーマとして位置付けられております。これまでも地方分権改革に係る一括法等により、「農地転用許可に係る権限移譲」、「地方版ハローワークの創設」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」など一定の前進はありますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組みが必要であります。

ついては、真の地方分権改革の推進のため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 指定都市に対する的確な権限移譲と多様な大都市制度の早期実現
- (2) 提案募集方式に基づく改革の推進
- (3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加
- (4) 法律による計画策定義務等の見直しについて

[要望理由]

- (1) 市民に身近な行政サービスを提供する基礎自治体であり、道府県に比肩する高度な行政能力を有する圏域の中核都市である指定都市が、将来にわたってその責任と役割を最大限果たすため、**指定都市への事務・権限の移譲と、事務・権限に見合った税源移譲を積極的に進めるとともに、指定都市市長会が従来から提案している「特別自治市制度」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現する必要がある。**
- (2) 提案募集方式については、これまで9回の募集が行われ、一定の前進があることは評価できる。しかし、提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応する」とされたものであっても、その中には「検討する」といったものや地方の提案に応えていないものも多く含まれている。地方分権改革を着実に推進するという提案募集方式の制度趣旨を踏まえ、**国は、地方からの提案に対して、最大限実現する方向で取り組む必要がある。**
- (3) 国と地方の協議の場については、地方六団体の代表者が議員となっているものの、指定都市の代表者は構成員となっていない。地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるためには、基礎自治体であり、各圏域の中核都市である**指定都市の意見を直接反映することが特に重要である。**
- (4) 依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化による国の関与が存在しており、地方の負担となっている。**国は、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うなど、地方の負担軽減に取り組む必要がある。**

[千葉市担当] 総合政策局総合政策部政策調整課 TEL 043-245-5047

[参 考]

本市からの提案に対する国の対応（令和4年12月20日、閣議決定）

【令和4年度提案】

	提案事項	閣議決定の内容
指定都市 共同提案	① 随意契約できる金額の現状に即した見直し 地方自治法施行令に定める随意契約できる金額について、現状に即した見直しを行うこと。	提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする。
	② 無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等とその旨記載するよう記載要領を改訂すること 無料低額診療事業利用時に、診療報酬明細書の特記事項欄や摘要欄に医療機関が事業利用の旨や事業利用者が実際に負担した一部負担金の金額を記載するよう、記載要領の改定を求めるもの。また、市町村等における事業利用者の高額療養費の再計算処理を不要とするため、関連システムの改修等も併せて求めるもの。	無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	③ 高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化 高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化（自動償還化）を求める。	高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2）については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	④ 認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること 政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議（3条7項及び17条4項）の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	⑤ 登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止 登録基準の強化・緩和にかかる賃貸住宅供給促進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	市町村賃貸住宅供給促進計画（6条1項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。
	⑥ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止 登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	高齢者居住安定確保計画（4条1項及び4条の2第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。
	⑦ 厚生年金（第2号被保険者）資格喪失者等の国民年金（第1号被保険者）種別変更における本人手続きの簡略化 厚生年金（第2号被保険者）資格喪失者等の国民年金（第1号被保険者）種別変更手続きについて、地方公共団体を経由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職権で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。	国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	⑧ 後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化 後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤（公共サービスマッシュ）の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	⑨ 空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空家等対策総合支援事業の申請要件とすること 補助金（空家等対策総合支援事業）申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること。	空家等対策総合支援事業における空家等対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平16国土交通事務次官）を改正し、空家等対策計画（6条）に記載すべき事項を包含した空家等対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。
	⑩ 農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等 農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。	農業委員会による最適化活動（6条2項）については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。

4 地方創生の推進について

本市では、令和5年度から開始した、新たな総合計画となる「千葉市基本計画」及び「第1次実施計画」に、「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を統合し、人口減少の抑制や地域社会・地域経済の活性化に向けた総合的かつ戦略的な取組みを推進しております。

本市は、高い昼夜間人口比率に示される拠点性を持つ一方で、東京圏内にありながらも豊かな自然環境を有しており、都市の利便性と自然の魅力の磨き上げによる、「職住近接の豊かな暮らし」の実現に向けて、デジタル技術も活用しながら、創造的で活力ある市民生活の質の一層の向上と持続可能な都市経営に取り組んでおります。

また、本市及び周辺を含む圏域は、東京圏にありながら自立した性格を有しており、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においても示されたように、デジタルの力も活用しながら物理的距離を超えて地域連携を強化し、圏域の特性を最大限に活かしたまちづくりを進めることで、地方創生の取組みの加速化及び深化を図って参ります。

については、本市及び周辺都市を含む圏域における地方創生の取組みをより効果的で、実効性の高いものとするため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。
- (2) デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、地域におけるデジタル技術の実装に資するものを含め、引き続きデジタル田園都市国家構想交付金及び地方創生の推進に係る事業費の十分かつ安定的な確保を図ること。

[要望理由]

- (1) 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切った後、令和2年には86万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）では、27年連続の転入超過を記録している。

こうした中で、千葉県内に目を転じると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進んでおり、本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも転入超過を維持しているが、今後数年で人口減少局面に転じることは避けられない見込みである。

このように、東京圏にあっても地域ごとに異なる人口動態がみられることを考慮すると、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生起業支援・移住支援」、「デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型」といった地方創生に資する国の取組みにおいて、一都三県を「東京圏」とし、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられていることは、都市や地域の実情に即していないと思料される部分がある。

自治体戦略2040構想研究会、あるいはデジタル田園都市国家構想総合戦略においても、東京圏は画一的に扱われており、このまま圏域内の多様性に光が当たらぬ状況が継続した場合、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることを懸念する。

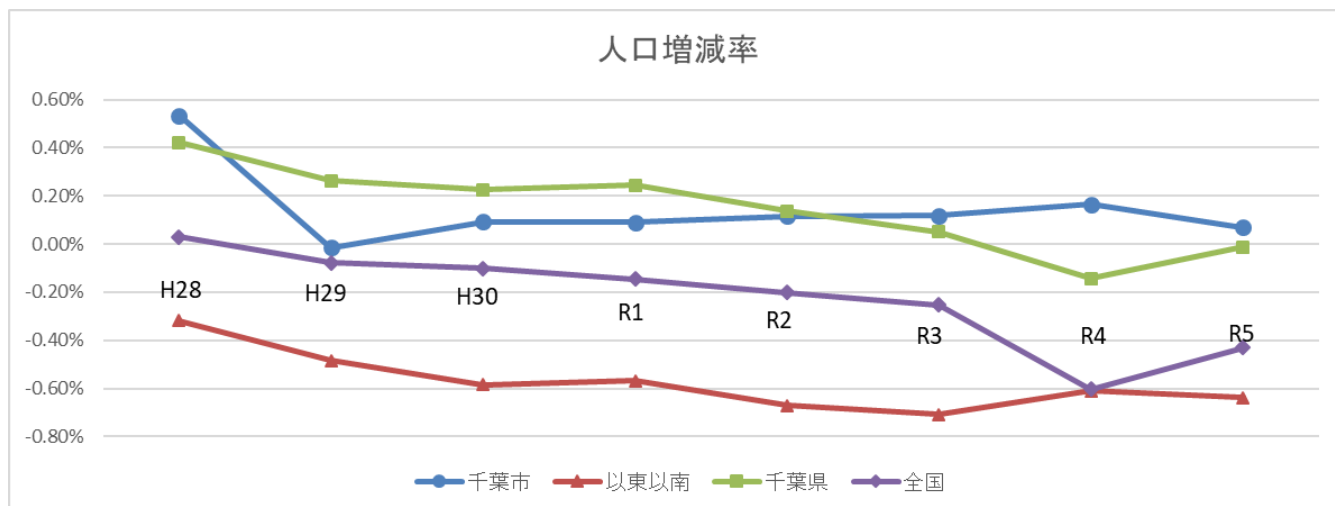
本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤通学人口の流入により、東京圏の他指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど圏域における中心都市としての拠点性を有している。デジタル技術の実装に向けた取組みの推進、雇用の創出や商業、観光機能の強化による交流人口の拡大など、本市の拠点性をさらに強化することで、圏域の牽引役としての役割を一層果たすとともに、周辺都市との連携をさらに推進することが可能となる。については、上記のような地域の実情を十分踏まえた制度設計が必要である。

- (2) 本市ではこれまで、8件の事業についてデジタル田園都市国家構想交付金の採択をいただき、うち3件は、現在も事業を推進しているところである。

今後、拠点性と豊かな自然環境に恵まれた特性を活かし、デジタル技術も活用しつつ「職住近接の豊かな暮らし」の実現に向けたまちづくりの推進のため、デジタル田園都市国家構想交付金の一層の活用により本市地方創生の取組みを進めていく予定であることに加え、全国における需要増も考えられることから、令和6年度以降も、デジタル田園都市国家構想交付金及び地方創生の推進に係る事業費総額の十分かつ安定的な確保が必要である。

[参 考]

1 平成28年から令和5年までの人口増減率（各年1月1日時点）



【出典】

「人口統計月報（総務省統計局）」

「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）（千葉県総合企画部統計課）」を基に作成

- 千葉市においては、人口は微増しているものの、千葉市の以東以南では既に全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、千葉県全体では人口減少に転じている。
- そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

2 デジタル田園都市国家構想交付金の活用

本市の地域特性等を踏まえるとともに、これまでに培ってきた能力やノウハウを活用し、「地方創生」に資する、独自性の高い事業等を実施している。

【千葉市の活用事業】

- ・幕張新都心を中心とした先端技術実装による都市型未来都市の実現
- ・千葉市動物公園の駐車場精算機におけるキャッシュレス対応
- ・スマート農業機器のレンタル

5 「こども未来戦略方針」案に関する要望について

今般、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が示した「こども未来戦略方針」案において、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」とされていますが、子ども医療費助成制度については、国民健康保険の減額調整措置の廃止のほかに具体的な充実・強化に向けた方策の言及がなく、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されていません。また、多子世帯への保育料の負担軽減などについては、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じており、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。さらに、保育士等の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などの取組みについても、考え方自体には賛意を示すものの、財源や保育人材確保について具体的な対策が見出せない中での方針であり、保育人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。

こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地によるサービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

については、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 子ども医療費助成に係る国の支援制度の創設等
 - ア 18歳以下を無料とする財政措置を含む全国統一の制度の創設
 - イ 医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等減額調整措置の廃止
- (2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施
- (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充
- (4) 保育人材の確保について
 - ア 国による保育人材確保の取組みの推進
 - イ 保育士等の処遇改善の充実
 - ウ 一時預かり事業及び休日保育事業の充実

[要望理由]

- (1) 子ども医療費助成制度は、地方単独事業として各自治体の実情により制度設計されていることから、対象となる子どもの年齢や自己負担額、多子世帯の負担軽減策の有無など、居住地によりサービス水準に格差が生じている。

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、18歳以下を一律で無料とする財源措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

また、子ども医療費助成の現物給付は、受診機会を確保するための施策であることから、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置をすべて廃止する必要がある。

- (2) 学校給食費については、生活保護の教育扶助などの既存制度や、本市における第3子以降無償化など自治体独自の施策により、無償化などの負担軽減措置が既に一部講じられているところである。

しかしながら、子育て世帯の経済的負担の軽減措置は、こうした既存制度への該当の有無や、居住地の違いによって異なるべきではなく、全国において公平に実施されるべき施策であることから、これらの既存制度は廃止した上で、国の財政措置により、学校給食費の無償化を実施することを要望する。

また、国の財政措置に当たっては、自治体による食物アレルギー対応施策や給食費の違いなどの独自性を反映させる必要がある。

- (3) 幼児教育・保育の無償化によって、3歳未満の非課税世帯及び3歳以上の保育料が無償化されたものの、多子世帯の負担軽減策については、国の基準により、年収約360万円以上の世帯において、きょうだいの年齢や同時入所対象施設などによるカウント対象児童の制限が設けられている。そのため、きょうだいの年齢が離れている世帯や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用している世帯などについては、軽減の対象外となっており、所得や世帯構成の違いなどによって、不合理な格差が生じている状態である。

こうした中、各自治体は、所得や年齢、同時入所の条件の見直しや、第2子以降の保育料無償化など、国制度を補うために独自の多子軽減策を講じており、その結果、同じ世帯構成であるにも関わらず、居住地の違いによって負担する保育料に大きな差が生じている。

本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることがあってはならず、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図るよう要望する。

- (4) ア 今般の「こども未来戦略方針」案に、保育士等の配置基準の改善や「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設等の内容が盛り込まれ、保育の質の向上や全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けて取組みを進めていくことが示されたが、方針案に盛り込まれた施策を着実に実行していくためには、現場でサービス提供を担う保育人材の確保がより一層重要となる。

本市においては、保育士等のなり手を増やすための取組みとして、保育士就学資金等貸付や保育士資格取得支援、潜在保育士再就職支援などを実施しているほか、人材の確保・定着を図るための取組みとして、国の補助制度を活用した、給付費における処遇改善加算の支給や月額6万3千円を上限とした家賃補助に加え、本市独自に月額3万円の給与の上乗せ助成などを実施しているところであるが、全国的な保育人材不足の中、これを抜本的に解消するためには、国において主体的に保育人材の確保に取り組むことが必要であり、保育人材が安定的に供給されるよう施策を講ずるほか、各自治体を実施する保育人材の確保策に係る補助率を嵩上げする等、財政措置を拡充するよう要望する。

イ 本市では、令和2年4月から4年連続となる待機児童ゼロを達成しているが、一方で、先に触れたとおり全国的な保育人材不足の中、保育士等の確保が難しくなっている。保育士等の処遇改善については、令和4年2月より保育士等の収入を3%程度引き上げる措置がなされ、令和4年10月以降も処遇改善等加算Ⅲとして継続されたことから、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱと合わせて保育士等の処遇改善及び保育人材確保に一定の効果があるものと評価できる。しかしながら、賃金構造基本統計調査によると保育士の平均年収は依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、国が公定価格により適切に措置すべきところ、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況である。方針案においても保育士等の更なる処遇改善を検討する旨が盛り込まれたところであるが、職員が長く勤められ、経験を積んでより良い保育を提供できるような給料、勤務体系を実現するために、更なる公定価格の引き上げを行う必要がある。

ウ 本市では、多様な保育需要に応えるため、一時預かり事業及び休日保育事業を実施しているが、施設職員の負担が大きく、新規事業参入を阻害する要因となっている。特に休日保育事業においては、「休日勤務がある」ことが職員確保の障害となっており、益々保育士確保が難しい状況となっている。全国的な保育士不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは、割増分を含めた人件費負担などを賄うことができず、事業を休止せざるを得ない事例など様々な課題が出てきていることから、安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。

[千葉市担当]	子ども医療費	: 子ども未来局子ども未来部子ども企画課	TEL 043-245-5178
	国民健康保険	: 保健福祉局医療衛生部健康保険課	TEL 043-245-5143
	学校給食費	: 教育委員会事務局学校教育部保健体育課	TEL 043-245-5945
	子ども・子育て支援新制度	: 子ども未来局幼児教育・保育部幼保支援課	TEL 043-245-5977
		: 子ども未来局幼児教育・保育部幼保運営課	TEL 043-245-5726
		: 子ども未来局幼児教育・保育部幼保指導課	TEL 043-245-3188

[参 考]

1 子ども医療費助成

項 目	令和4年度実績見込	令和5年度当初見込
助 成 件 数	1,335,745件	1,260,515件

※平成22年10月診療分から入院費の対象を中学校修了まで、平成26年8月診療分から通院費の対象を中学校3年生まで拡大。

※国民健康保険国庫負担金の減額は、令和3年度実績で1,300万円。

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大。

2 一時預かり事業の状況 (令和5年4月1日現在)

施設数	定 員
73	各施設設定人数による

6 子育て支援の推進について

本市では、令和2年3月に「千葉市こどもプラン(第2期)」を策定し、子ども・子育て支援新制度をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援を総合的に推進するとともに、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に則り、待機児童解消に向け、受け皿整備や人材確保に取り組んでおり、令和2年4月から4年連続となる保育所等の待機児童数ゼロを達成しました。

国においては、「こどもまんなか社会」を目指す上で新たな司令塔となる「こども家庭庁」が設置され、子どもを産み育てやすい環境づくりに向け、国と地方がより一層連携して取り組むための体制が構築されることを期待しているところですが、喫緊の課題として、新制度施行前まで国・都道府県が中心に行ってきた私立幼稚園に対する整備・運営費について、必要な財源を市町村等に移譲するとともに、認可保育施設閉園時の支援策の創設、放課後児童クラブの学校夏季休業期間における保育需要への対応などに係る様々な課題について、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

については、子育て支援の推進にあたり、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する市町村の財政負担に対応した国の財政支援及び都道府県からの財源移譲
- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修に対する補助の創設
- (3) 定員割れ等を理由とし、閉園することとなった認可保育施設への支援策の創設
- (4) 子ども・子育て支援交付金の基準額の見直し
 - ・ 長期休暇支援加算額の基準額の見直し

[要望理由]

- (1) 私立幼稚園の施設整備に対する補助については、国・都道府県を中心に行ってきたところであるが、平成27年度から、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合や、移行済みの認定こども園が老朽化により改築を行う場合の施設整備に対する補助は、原則、保育機能部分の改築費用を国及び本市が負担している。

さらに、これまで認定こども園の幼稚園機能部分の耐震化整備については、国の負担であったが、こども家庭庁設置を機に認定こども園施設整備に係る交付金が統合（就学前教育・保育施設整備交付金）され、幼稚園機能部分の耐震化整備についても市町村の負担が生じることとなったため、国の財政支援が必要である。

併せて、子ども・子育て支援法に基づき市町村が支給する1号認定子どもに係る施設型給付費は、これまで国・都道府県が行ってきた私学助成制度に代わるものであることから、市町村に過剰な負担が生じないように、都道府県から市町村に、適切に財源を移譲する必要がある。

- (2) 私立幼稚園の認定こども園移行に係る国庫補助である就学前教育・保育施設整備交付金（旧、認定こども園施設整備交付金）については、主に施設の新設、増築、大規模修繕などを想定した補助であり、保育室の内部改修や調理室の改修などの小規模な改修により、初期費用を抑えて移行するケースには活用することができない。本市においては、こうした小規模な改修による移行が大半を占める状況に鑑み、平成28年度に市単独補助を創設したところであるが、多様な移行形態に柔軟に対応し、移行を希望する幼稚園を支援するため、小規模改修等に対する国庫補助を創設する必要がある。

- (3) 定員割れなどを理由とし、閉園となる園が近年市内で増えてきている。本市では、事業者からの相談に対し、園の継続に向けた協議や、止むをえず、事業者において閉園という判断に至った場合でも、在園児の処遇や保護者への案内など事業者への支援を行っている。少子化の進行等により、今後、全国的に閉園事例が顕在化すると考えられるため、円滑な閉園に向けて、中小企業・小規模事業者廃業支援と同様の、情報提供や専門家相談などの支援策を、国として創設するよう要望する。

- (4) 本市では、放課後児童クラブにおける待機児童が多数発生している。待機児童対策においては、受入枠の拡充を図るため、施設の新規整備や増設が最も有効ではあるが、児童数の減少に伴い待機児童のピークが今後5年程度と想定されることから、積極的な施設整備にも課題がある。

そこで、本市における放課後児童クラブの月別利用者数の推移をみると、令和4年4月時点の9,534人（待機児童数83人）から、夏休み終了後の9月1日には8,979人（待機児童数26人）、12月1日には8,412人（待機児童数11人）と減少するなど、この傾向は例年見られ、また、利用者からも夏季休業期間のみ利用したいといった要望が寄せられるなど、学校の夏季休業期間の保育需要が高いものと認識している。

本市は、夏季休業期間の保育需要に対応するため、令和4年度から、学校の教室等を活用し、夏季休業期間限定で支援単位を増やす事業を試行的に実施するが、指導員の配置や保育環境整備などの必要な経費と乖離している補助単価を実情に見合った金額へ引き上げるなどの制度の拡充を要望する。

[千葉市担当] 子ども・子育て支援新制度 : こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 TEL 043-245-5977
: こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課 TEL 043-245-5726
放課後児童クラブ : こども未来局こども未来部健全育成課 TEL 043-245-5177

[参 考]

1 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置状況及び待機児童の状況 (各年4月1日の状況)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数	310	331	343	344	349
定員	17,813人	18,570人	19,057人	19,218人	19,642人
入所待ち児童数	429人	485人	491人	588人	754人
待機児童数(国定義)	4人	0人	0人	0人	0人

※平成29年度以降の待機児童数は新定義。

新定義：育児休業中で保護者の復職の意思を確認できる場合を待機児童に含める。

旧定義：育児休業中は待機児童に含めないことができる。

【施設、定員の内訳】

(令和5年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
認定こども園	44	2,303人
保育所	223	16,245人
小規模保育事業	58	917人
事業所内保育事業(地域枠のみ)	15	144人
家庭的保育事業	7	30人
居宅訪問型保育事業	2	3人

2 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和4年度実績見込		令和5年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
保育所等の整備	197	142	425	313	2.2

3 放課後児童クラブの状況

(1) 年別利用児童数と待機児童数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用児童数	9,482	9,802	10,248	10,318	9,685	9,534	9,215
待機児童数	269	638	347	408	168	83	71

(2) 月別利用児童数と待機児童数の推移（令和4年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
利用児童数	9,534	9,528	9,493	9,468	9,472	8,979	8,720
待機児童数	83	84	78	76	34	26	15

11月	12月	1月	2月	3月
8,582	8,412	8,251	8,146	8,059
12	11	11	11	10

※8月に休所届が提出されている枠を活用し、待機となっている利用希望者に対し、8月限定の利用を受け付ける対応を実施することにより、8月期の大幅な待機児童の減少となっている。9月以降の待機児童減少は、利用児童数の自然減による減少。

(3) 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和4年度当初 3か所実施		令和5年度当初 5か所実施		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
子ども・子育て支援交付金	9 (8,844千円)	1 (760千円)	12 (11,850千円)	1 (1,108千円)	1.5

国費の積算基準
・基準額
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合
開所日数×19,000円(国1/3、県1/3、市1/3)

7 子どもの貧困対策の推進について

国においては、現在、子どもの約7人に1人が相対的貧困の状況にあり、子どもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、令和5年3月に「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にある子どもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。

自治体による地域の実情に応じた子どもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところでありますが、**施策の実効性を高めるため、次の事項について、強く要望いたします。**

(1) 「地域子供の未来応援交付金」ほか、子どもの貧困対策に係る財政措置の拡充及び恒久化

[要望理由]

子どもの貧困については、家庭環境の乱れによって、子どもの生活習慣や学習習慣が形成されないなどの課題があり、子どもや家庭に対する直接的な働きかけや、様々な支援制度がある中で子どもを適切な支援制度につなげていくなど、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が必要である。

本市では、これらの課題に対応するため、平成29年度から「子どもナビゲーター」を配置し、順次拡充しており、令和5年度をもって全市への配置が完了する。このような市町村等の創意工夫による事業に対して、「地域子供の未来応援交付金」が設けられており、令和3年度から補助基準額が都道府県と同額に増額されたほか、つながりの場づくり緊急支援として補助が追加されるなど、制度の拡充が図られていたところであるが、令和5年度については、補助率の減少や、一部補助メニューが他の補助金へ統合されて大幅に内容が変更された。

事業を安定的に実施するとともに、事業拡充により実効性を高めるためには、十分な財源が必要であることから、**事業実態に応じた財政措置の拡充と恒久化が必要である。**

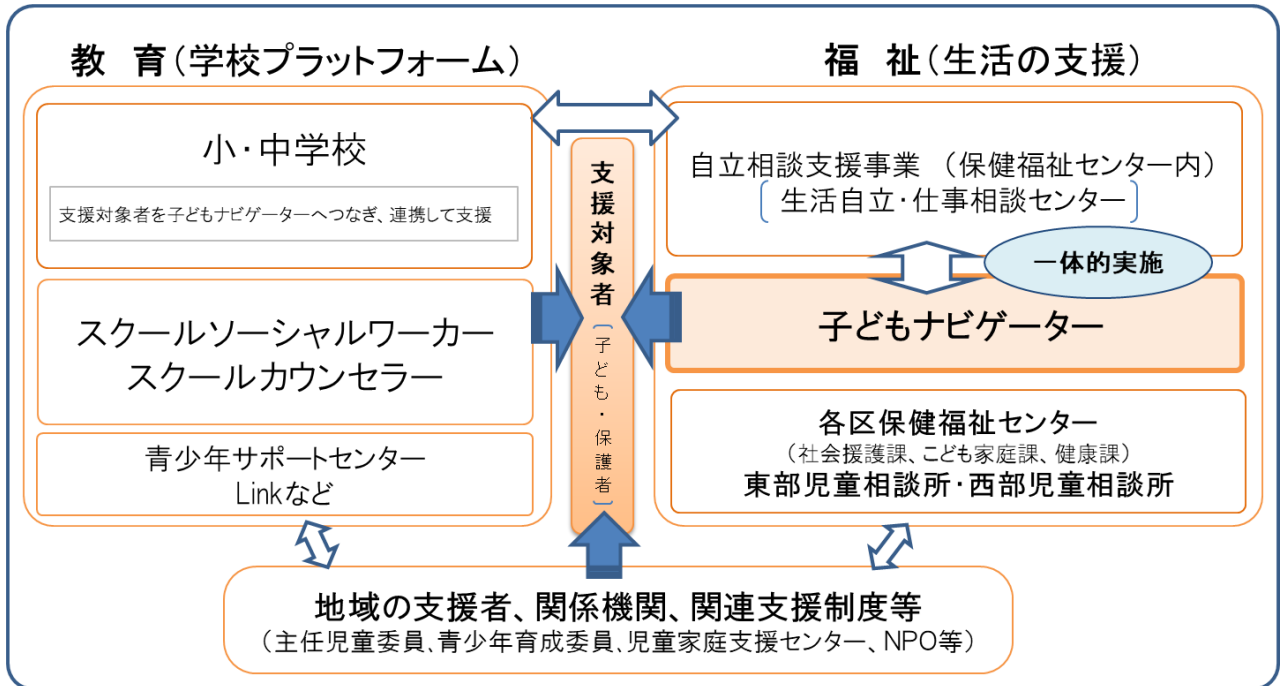
[千葉市担当] こども未来局こども未来部こども家庭支援課 Tel. 043-245-5179

[参 考]

1 事業概要

生活困窮世帯等の子どもの生活習慣、生活環境等の改善を図るために、子どもナビゲーターが対象児童やその家庭に直接働きかけを行うとともに、学校、区保健福祉センター等の関係機関と連携し、適切な支援制度につなげている。

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



2 事業費

(単位：千円)

区 分	令和4年度実績		令和5年度当初	
	事業費	国費	事業費	国費
子どもの貧困対策総合 コーディネート事業 (子どもナビゲーター事業)	31,871	19,500 (61.2%) ※	41,893	12,250 (29.2%) ※

※ 事業費に対する国費の割合

【R4】：補助基準額 (全域型)	15,000 千円、補助率	1 / 2
補助基準額 (1箇所あたり)	3,000 千円、補助率	3 / 4
補助基準額 (新規開設)	3,000 千円、補助率	10 / 10
【R5】：補助基準額 (1箇所あたり)	3,000 千円、補助率	2 / 3
補助基準額 (新規開設)	3,000 千円、補助率	3 / 4

「全域型」の補助については、「母子家庭等対策総合支援事業補助金」(厚生労働省)に統合されるが、補助金併用の可否については不明

[こども家庭庁]

8 児童相談所の体制強化に向けた専門職確保支援について

国においては、これまでも、児童虐待防止に向けた対策の強化の取り組みが推進されてきたところですが、全国での児童虐待相談対応件数は増加し、虐待による死亡事件は後を絶たない状況であることから、令和4年6月に児童福祉法が改正され、一時保護開始時の司法審査導入や子どもの意見聴取等の仕組みの整備等が示されたほか、12月には、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定され、児童福祉司や児童心理司の更なる増員、医師等の配置義務、弁護士との常時相談体制の維持等が示されたところです。

本市においても、児童相談所の体制強化として、児童福祉法の改正を踏まえた児童福祉司等の様々な専門職員の配置・増員や資質向上に継続的に取り組んできているところです。しかしながら、特に首都圏においては、児童虐待相談対応件数が多く、かつ児童相談所新設が急速に進んでおり、配置基準を満たす児童福祉司等の専門職員の確保や、弁護士等による常時の法的相談体制の維持が大きな課題となっております。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 児童相談所の体制強化にあたり、配置基準に定められた児童福祉司等及び医師を確保し、また弁護士との常時相談体制を確保するため、国として、さらに踏み込んだ人材確保・育成策を講じること。

[要望理由]

- (1) 各自治体において、配置基準に定める児童福祉司等を確保するためには、自治体間での競合とならないよう、各専門職について、全国レベルで必要な総数を確保することが不可欠であり、奨学金制度創設等、より確実・効果的な国の支援体制整備が必要である。

また、医師や弁護士との相談体制を確保するにあたっては、地域での高度な専門職の担い手不足の現状があり、国の責任において、児童相談所分野の専門性や意欲がある医師、弁護士の育成・確保の支援が必要である。

[千葉県担当] こども未来局こども未来部東部児童相談所 Tel 043-277-8820

[参 考]

1 児童虐待相談対応件数推移

	H30	R元	R2	R3	R4
児童虐待対応件数	1,513	1,654	1,766	2,277	2,472
虐待通告件数（非該当含）	1,859	2,295	2,281	2,896	3,031

対応件数：調査の結果、虐待として認定した件数

通告件数：非該当も含む、すべての通告件数

2 児童福祉法による配置基準に応じた職員配置数推移

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
児童虐待対応件数	1,513	1,654	1,766	2,277	2,472	2,744	3,016
児童福祉司数算定							
①（人口割）	20	28	28	28	34	34	34
②（件数割）	5	4	14	18	21	33	39
③（市町村支援）	—	1	1	1	1	1	1
④（里親支援）	—	1	1	1	2	2	2
児童福祉司数	25	34	44	48	58	70	76
児童心理司数	13	16	17	19	22	25	37
全職員数	54	57	82	100	114	133	—

R5～6対応件数：R元～R4の増加数に基づく想定値

児童福祉司：R3まで経過措置（人口3.5万人に1人）適用、R4～改正法（R元）による配置基準（人口3万人に1人）適用

児童心理司：R5まで経過措置（福祉司の3人に1人以上）適用、R6～改正法による配置基準（2人に1人以上）の配置（会計年度職員3.4人工含む）

3 児童福祉法の改正による弁護士の配置等（R4.4.1施行）

児童相談所業務のうち、法律に関する専門的な経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

（児童福祉法第12条第4項関係）

4 児童福祉法の改正による医師及び保健師の配置（R4.4.1施行）

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ含まなければならないこと。

（児童福祉法第12条の3第8項関係）

9 システム標準化に係る移行期限及び経費の補助について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において、地方自治体は対象の20業務を標準仕様に準拠したシステムへ移行することが求められています。本市では、住民記録や税等の業務を取り扱う基幹システム等について、標準準拠システムへの移行を推進しています。

については、次の事項に係る制度の改善について、強く要望いたします。

- (1) 令和7年度末の移行期限までに全国の自治体が一斉に移行することは、非常に大きなリスクがあるため、令和8年度以降も2年程度の移行期間を設け、段階的に移行することができるよう移行期限の見直しを行うこと。
- (2) 移行期限までに標準化に対応するために必要な人的リソースを確保するとともに、標準仕様に準拠したシステム等の情報について、早期に開示するように事業者にも強く働きかけを行うこと。
- (3) 外的な要因等やむを得ない理由がある場合は、移行期限の超過について、補助金の返還対象としないこと。また、デジタル基盤改革支援補助金は、移行経費全体を到底賄えるものではないことから、上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充すること。

[要望理由]

- (1) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が求める目標期限(令和7年度末)までに、住民基本台帳や税務などの事務処理に使用する基幹業務システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行する必要がある。しかし、目標期限までに、短期間で全国の自治体が一斉に移行すること、各自治体においても全ての対象業務を一斉に移行することは、非常に大きなリスクがあるうえ、事業者の人的リソースが不足することにより、移行に必要な費用が各システムを個別に移行する場合よりも高騰することが見込まれる。また、総合窓口など自治体独自の施策についても、標準化に対応

するための検討期間が短いことから、これらの業務見直し等が適切に行われな
ない場合には、窓口運用に支障を来し、市民サービスの低下を招くおそれがある。

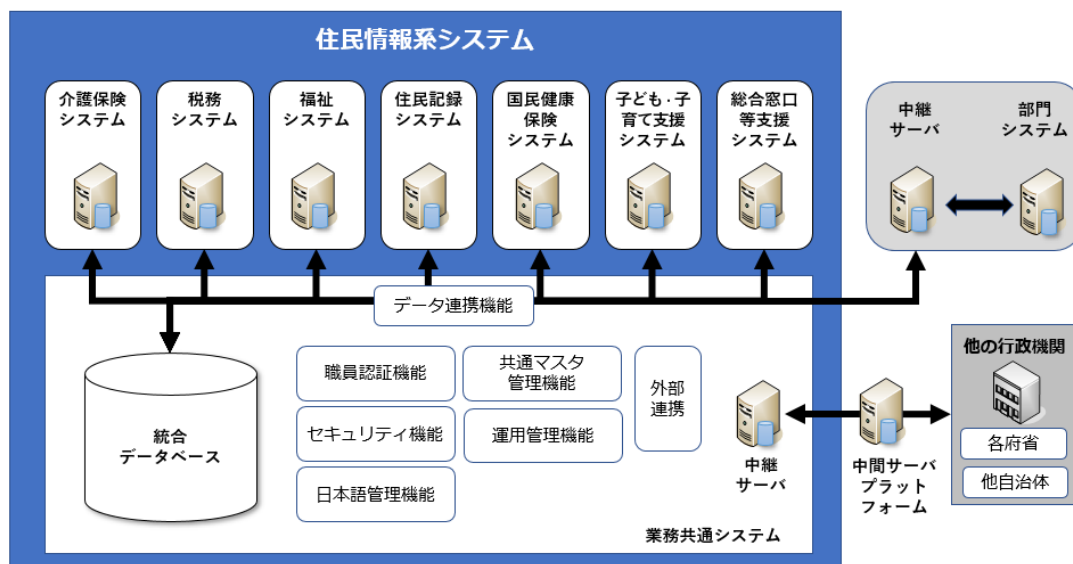
このことから、安全・円滑に、リスクを抑えつつ最適な形で標準化への移行
を実現できるように、段階的に移行するために移行期限の見直しを行うことを
要望するものである。

- (2) 短期間に全国の自治体が一斉に移行作業を実施することで、事業者の需要
過多となり、対応可能な事業者が限定されるほか、対応可能であっても十分
な質・量の人工を確保できず、システムの品質低下を引き起こすリスクがあ
る。本市においても、システム事業者に対応可否などの情報提供依頼を実施
しているが、現行システムの提供事業者において既存業務の範囲に限定して
対応可能との回答を得ている状況であり、一部のシステムにおいては標準仕
様に準拠したシステム等が導入できないおそれがある。このことから、標準
仕様に準拠したシステムを提供する事業者に対して、必要な人的リソースを
確保すること、並びに標準仕様に準拠したシステム等の情報を早期開示する
ように働きかけを行うことを早期に要望するものである。
- (3) 国が定める標準仕様に準拠したシステムに移行するために必要となる準備
経費や移行経費に対する補助金（「デジタル基盤改革支援補助金」）の交付に
ついては、20業務すべてを目標期限内に移行することが条件であるため、
目標期限までに、短期間で全国の自治体が一斉に移行することにより、対応
ができるシステム事業者が見つからない等の外的要因により、目標期限まで
に各自治体が20業務すべての標準化への移行が実現できない場合であって
も、補助金交付の対象とすることを要望するものである。また、一定の条件
を満たせばガバメントクラウド以外の環境でも補助対象に加えるなど財政支
援の条件が緩和されたものの、そもそも現時点の基金では移行費用の過半が
賄われない見込みであるため、一層の補助財源の確保を要望するものである。

[千葉市担当] 総務局情報経営部情報システム課 TEL 043-245-3005

[参 考]

本市のシステム構成



10 地方交付税における算定方法の見直しについて

地方交付税において、国から明確な理由や根拠が示されないまま、現在においても、財政措置の一部に、指定都市であるという理由で、他の市町村と異なる取扱いが行われており、指定都市の財政需要にそぐわない算定方法となっています。

については、市民サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であることから、地方交付税における算定方法について、下記のとおり要望いたします。

- (1) 臨時財政対策債について、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。
- (2) 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。

[要望理由]

- (1) 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題である。
本市においても、令和4年度の地方交付税算定にあっては、財源不足額の約4割に臨時財政対策債が配分されており、他の市町村における算定方法により算出した配分額と大きな乖離があることから、算定方法の見直しが必要である。
- (2) 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。
本市においても、例えば「卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費」などの算定項目について、財政力補正や算入率の適用が、他の市町村と異なる取扱いとなっていることから、実態に即した算定方法への見直しが必要である。

[参 考]

1 臨時財政対策債について

(1) 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況 (令和4年度算定)

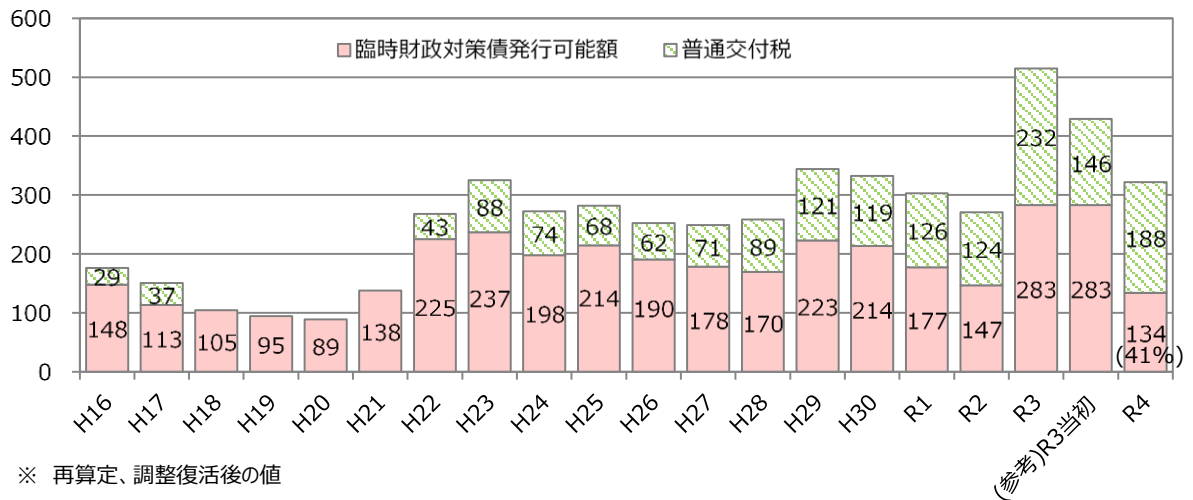
(百万円)

	財源不足額に 乗ずる率	発行可能額	指定都市との差
指定都市	4.3481	13,365	—
中核市	2.9807	9,162	<u>△4,203</u>
他市町村	1.8483	5,681	<u>△7,684</u>

※ 本市の基礎数値をもとに中核市、他市町村の算定方法により試算

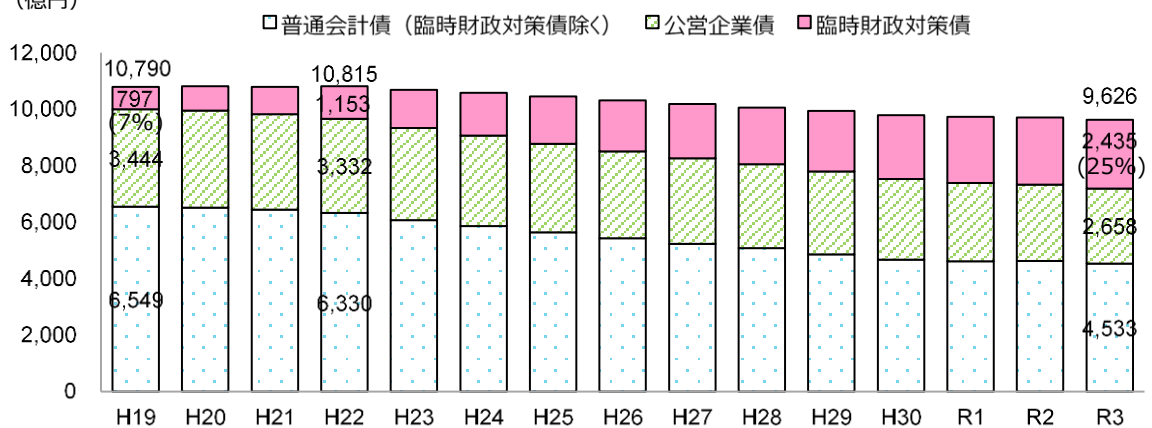
(2) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の推移

(億円)

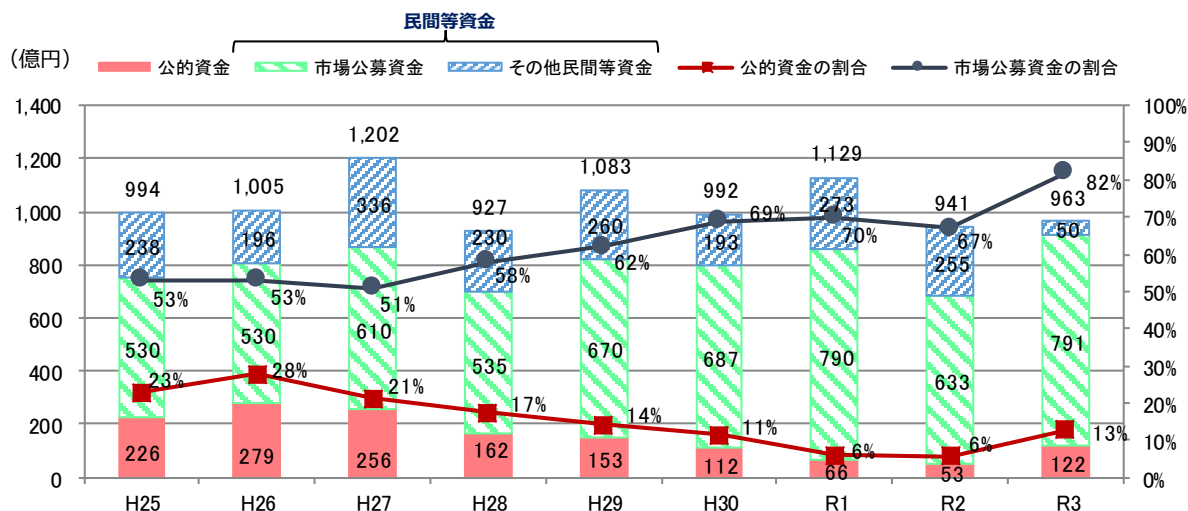


(3) 全会計における市債残高の推移

(億円)



(4) 市債発行額の推移 (資金区分別)



2 特別交付税について

○ 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況 (令和4年度算定)

(例) 卸売市場等の建設改良に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	29,188千円	0.3	0.5	= 4,378千円
一般市町村	29,188千円	0.7		= 20,432千円 (<u>△16,054千円</u>)

※ 本市の基礎数値をもとに試算

(例) 下水の高度処理に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	354,282千円	0.7	0.5	= 123,999千円
一般市町村	354,282千円	0.7		= 247,997千円 (<u>△123,998千円</u>)

※ 本市の基礎数値をもとに試算

11 在留外国人に対する日本語教育等の推進について

本市の外国人市民の数は増加を続け、在留期間は中長期化しており、外国人市民が日本人市民とともに地域の中で活躍する多文化共生社会の実現が求められています。

このような中、本市では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・夜間中学を含む学校教育等における在住外国人支援を進めておりますが、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっています。

外国人の出入国管理や在留資格制度については、国の社会政策によるものであり、諸外国においては政府が外国人に対する言語や社会制度を学習する機会を提供する例もあるように、こうした多文化共生施策は自治体の取り組みだけでは限界があると考えます。

ついては、中長期の在留を希望する外国人に対する日本語教育等の制度設計に関し、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 入国時に日本語教育や生活オリエンテーションを受け
る機会の提供
- (2) 在留資格変更及び更新において日本語能力や日本の社
会制度などへの理解を前向きに評価する仕組みの導入
- (3) 国が自治体に求める日本語教育の提供体制構築への
財政措置
- (4) 夜間中学における日本語指導の実態を踏まえた、教育
支援体制構築への財政措置

[要望理由]

本市における外国人市民数は、令和5年3月末において3万人を超え、外国人比率は3.2%となっており、今後も総人口が減少する局面において、外国人市民数の増加や比率の上昇が見込まれている。

また、外国人市民の在留期間は中長期化しており、支援のニーズが多種多様になるとともに、言葉の壁や文化の違いによる理解不足によって、日本人市民との軋轢が生じることもある。小中学校においても外国人児童生徒は年々増加しており、支援が行き届いているとはいえない状況である。

さらに、本年4月に開校した、学齢期を超えた生徒が対象である夜間中学においては、外国人生徒が全体の約3分の2を占め、日本語理解が不十分である生徒もいることから学習に必要な日本語指導をせざるをえない状況である。

令和4年11月の文化庁文化審議会国語分科会報告書「地域における日本語教育の在り方について」では、定住する外国人に求められる「自立した言語使用者として生活していく上で必要とされる日本語教育（B1レベル）」を掲げ、初心者からの学習時間として350～520時間の目安が示されたが、令和4年2月に実施した本市の調査では、B1レベルに満たない外国人が、約6,000人いることが分かっており、達成が困難な目標となっている。

国籍や文化が異なる人々が、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向けて、日本に中長期の在留を希望する外国人が、入国時から日本語教育や社会制度を理解する機会が確実に提供されるように、国の責任において、有効かつ実現可能な制度設計を強く要望する。

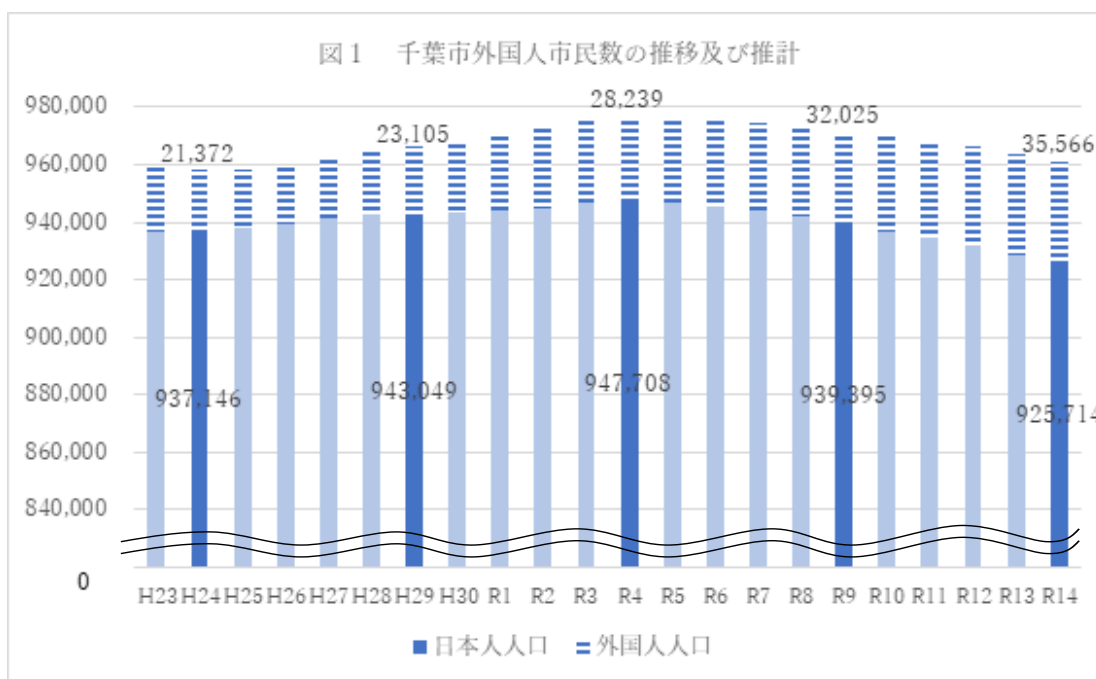
また、国が求める日本語教育を、自治体が外国人市民に提供するためには、教師の養成や教育の提供といった体制構築にあたり多額の経費を要する見込みであることから、必要な経費を全額国費で措置することを要望する。

- [千葉市担当]
- ・ 在留外国人に対する日本語教育等に関すること
総務局市長公室国際交流課 TEL 043-245-5019
 - ・ 夜間中学に関すること
教育委員会事務局教育総務部企画課 TEL 043-245-5907

[参 考]

1 本市の外国人市民数の推移及び推計

単位：人



(出典) 千葉市住民基本台帳（各年3月末現在）、R5以降は千葉市国際交流課推計

2 日本語能力不足により、日常生活に困ることがある外国人数

(話すについて)

(出典) 令和3年度 千葉市外国人市民アンケート

まったくできない	不自由することが多い	ときどき不自由することがある	ほとんど不自由しない
2.9%	18.6%	38.7%	39.8%

外国人総数 30,000 人とする、

まったくできない	不自由することが多い	ときどき不自由することがある	ほとんど不自由しない
877 人	5,576 人	11,615 人	11,932 人

約 6,000 人が日常生活に困ることがある ⇒ 日本語教育を要する

3 諸外国の事例

国名	韓国	ドイツ
政策主体	主に法務部(法務省)	連邦移住難民庁(BAMF)
社会統合政策の概要	(1) 基礎 (1)初期オリエンテーションプログラム (=新規移民者のためのオリエンテーション) ・日常生活情報 ・韓国の基本的な法と秩序 ・外国人登録、在留資格変更	(1)統合コース (700単位) ①語学コース (うち、600単位) ・日常生活でのドイツ語 (ex.子育て、学校、就職、買い物、銀行、病院、住宅等) ②オリエンテーションコース (うち、100単位) ・ドイツ政治システムの理解 ・市民の権利と責任に関する知識習得 ・異文化対応力の習得 (1単位：45分) 【目的】：社会への統合
	(2) 応用 (2)韓国移民統合プログラム (KIIP) ・韓国の言語と文化 ・韓国文化教育、市民教育、地域参加 ・帰化のために受講必須	(2)職業別語学コース ①一般コース (最大400単位) ②特別コース (例：医師向け) 【目的】労働市場への統合
参加者数 (2021年) <small>ドイツは11月までの数値</small>	(1)7,237人 (2)43,552人	(1)300,000人 (2)100,000人
予算(2022年度)	(1)10億5,300万ウォン (=約1億1,000万円) (2)99億8,700万ウォン (=10億4,300万円)	675,484,000ユーロ (=946億円)

(出典) ●韓国について

「社会統合政策：韓国の事例」 JANG Juyoung, Ph.D 副研究委員 移民政策研究院(MRTC)

●ドイツについて

・「ドイツの統合コース制度におけるオリエンテーションコース」 Dr. Felix Hartmann, セクション 82C 言語・政治教育に関する諸問題

・予算は、Bundeshalt 2022

<https://www.bundeshaushalt.de/static/daten/2022/soll/BHH%202022%20gesamt.pdf>

4 都道府県、市町村の役割について

- (1) 都道府県の役割
 - ア 域内の日本語教育の体制整備
 - イ 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修
 - ウ 域内の日本語教育のニーズの把握
 - エ 域内の日本語教育の活動内容の広報
- (2) 市町村の役割
 - ア 日本語教育の実施
 - イ 日本語学習支援者の育成
 - ウ 外国人等のニーズの把握
 - エ 日本語教育に関する広報、住民の理解促進

「政令指定都市は、市町村の役割に加え、都道府県の役割を果たすことが期待される」とされており、国が求める日本語教育を提供するためには多大な費用を要すると見込まれる。

※ 文化庁 文化審議会 国語分科会 報告書「地域における日本語教育の在り方について（報告）」より

【参考】外国人市民約 6,000 人への日本語教育提供（B1 レベル）に必要な経費（本市試算）

<前提条件>

- 必要な教師を 300 人と想定（「外国人生徒：教師＝20：1」）
- 教師を養成後、教育を提供（複数年対応を想定）
- 外国人市民 1 人当たり 520 時間の学習時間（1 日 3.5 時間、週 3 日、50 週 ≒ 520 時間）

		積算方法	
教師養成	講師謝金	42,000千円	10千円/h×420h(※1)×10人
	会場費	24,000千円	10千円/坪(※2)×200坪(※3)×12m
	教材費	7,500千円	25千円/人×300人
	小計	73,500千円	
教育提供	教師人件費	780,000千円	5千円/h×520h×300人
	会場費	480,000千円	10千円/坪(※2)×4,000坪(※4)×12m
	教材費	180,000千円	30千円×6,000人
	小計	1,440,000千円	
合計		1,513,500千円	(教師養成) 73,500千円 + (教育提供) 1,440,000千円

教師養成＋教育提供で、約 1.5 億円の経費が必要 ※生徒数増に応じた追加対応が必要

- ※1 現状、民間事業者が提供する日本語教師養成講座（420h）を参考
- ※2 本市内ビル平均坪単価
- ※3 300 人が講習を受ける面積（約 200 坪（法務省基準(2.3 m²/人)×30 人)×10 か所(講師 10 人)）
- ※4 6,000 人が教育を受ける面積（約 4,000 坪（法務省基準(2.3 m²/人)×6,000 人)）

12 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和3年度の全国の不登校児童生徒数は244,940人と平成27年度からの6年間で約2倍に激増し、過去最多となっています。本市においても増加傾向であり、その対応や支援が急務となっています。

不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められており、本市においては、「校内教育支援センター（別室登校）」や、「教育支援センター」の2事業をはじめとした不登校児童生徒支援に関する取組みを行っています。

しかしながら、令和4年度の国の不登校児童生徒支援に係る補助事業の予算は、文部科学省所管一般会計予算「文教関係予算」の1%にも満たないことから、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりに向けた十分な支援ができていないとは言えません。

そのため、「十分な数の教職員等が配置されていないことから、安定的、継続的に支援をすることができない」こと、「場所の確保や整備ができず、校内教育支援センター（別室登校）や、教育支援センターを開設、拡充することができない」こと等が課題となっています。

そこで、不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。
- (2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。

- (3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。
- (4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。

[要望理由]

- (1) 校内教育支援センター（別室登校）や教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の支援を行う教職員が十分に配置されていない状況である。そのため、教室に入れずに児童生徒が登校しても、その時間に授業を担当していない教員や、管理職、養護教諭等が対応するしかない現状がみられる。教育支援センターにおいても、学習機会の充実のためには教員免許保持者の配置が必要であるが、財政面の課題もあり十分ではない。

児童生徒が安心して過ごし、継続的な学習を行うためにも、不登校児童生徒の支援を行う教職員を、「義務及び公立高等学校の標準法」における、教職員定数に位置付けることを要望する。

- (2) 令和3年度は、市内の小学校の60%、中学校の85%において、別室で児童生徒に個別の支援を行っており、支援のための場所が必要になっている。しかし、空き教室がない学校もあり、保健室や職員室、場合によっては校長室等を利用せざるを得ない状況である。また、本市の教育支援センター「ライトポート」では、令和4年度から小学生専用の教室を開設しているが、使用する場所にはエアコン等がない場合もある。環境整備にかかる費用面も課題は大きい。

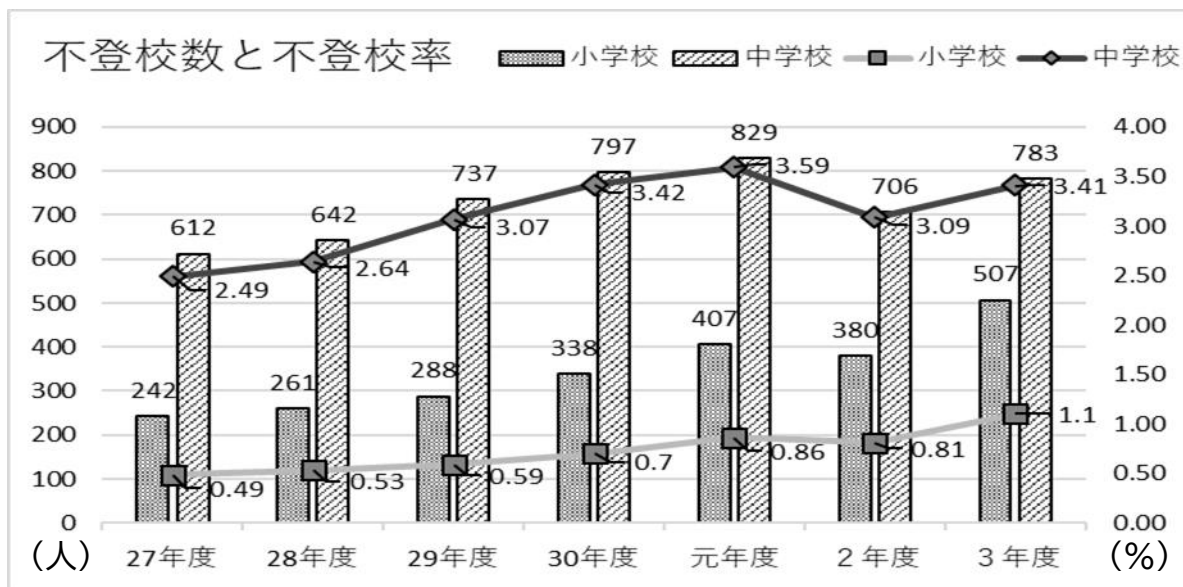
現在、場所の確保や、環境整備にかかる費用について、補助金等の財政支援がされていないため、事業を推進するにあたり、十分な財政措置を要望する。

- (3) 本市では、令和4年度より3ヵ年計画で、不登校児童生徒支援に向けた6つの取組みを「不登校対策パッケージ」として実施し、教育相談事業の一層の整備と拡充を図っている。今後、更なる事業の推進ができるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を要望する。

[千葉市担当] ・校内教育支援センター（別室登校）配置
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 Tel 043-245-5935
・教育支援センター「ライトポート」設置
教育委員会事務局学校教育部教育センター Tel 043-285-0900

[参 考]

1 本市の不登校児童生徒数の変化



2 校内教育支援センター（別室登校）における支援状況

(1) 教室に入れない児童生徒が登校して別室等で支援を受けた人数

	小学校		中学校	
	R2	R3	R2	R3
別室	58	167	171	255
保健室	149	137	62	41
放課後登校	111	143	211	178

(2) 別室で個別に指導・支援を行った学校数（R3年度）

千葉市立小学校	千葉市立中学校
65校/108校・・・60%	46校/54校・・・85%

(3) 対応している教職員

	対応した教職員	問題点・必要性
小学校	管理職、養護教諭、教務主任、SC、他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒にとって、常に異なる教職員が対応することとなり、安心した環境で過ごすことや継続的な学習を行うことができていない。(小中共通) ・保健室や職員室で養護教諭や管理職が対応し、本来の業務が後回しになっている。(小学校) ・本来、教材研究や担任業務等を行う空き時間に個別対応をしており、本来の業務が後回しになっている。(中学校)
中学校	空き時間の教員管理職、他	

3 教育支援センター「ライトポート」の通級児童生徒数

(人)

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
全体	125	134	157	128	199	313
中学生	120	125	142	118	168	190
小学生	5	9	15	10	31	123

4 本市が行っている不登校対策施策

不登校対策パッケージとして6つの取組を実施（令和4年度～6年度）

- ① 教育支援センター「ライトポート」の機能拡充
- ② スクールカウンセラーの機能強化
- ③ 教職員への啓発と研修の充実
- ④ ギガタブ（一人一台端末）を活用した登校支援【別室登校】
- ⑤ 教育センターの相談機能の拡充
- ⑥ フリースクール等との連携強化

5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和4年度実績		令和5年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
ステップルーム ティーチャーター配置			12	4 (予定)	
ライトポート指導員 配置	72	24	117	39	1.62

国費の積算基準

- ・教育支援体制整備事業費補助金「補習等のための指導員等派遣事業」
「学習指導員等の配置 学校生活適応への支援」 国 1/3 補助

13 夜間中学に係る支援の充実について

夜間中学は、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人等の就学機会の確保に重要な役割を担っております。

本市では、本年4月に夜間中学を開校し、初年度の入学者は全体で30人を超えるとともに、年齢は10代から60代と幅広く、また、外国人が全体の約3分の2を占めるなど、多様な生徒への対応が必要となっております。

そのため、生徒一人一人に合わせた支援が行えるよう、個々の習熟度や日本語能力に応じた教育課程を編成し、全ての授業において複数の教職員を配置するとともに、日本語が不慣れな生徒に対応するため、日本語指導教員を配置するなどの対応を行っているものの、支援体制は十分とはいえない状況です。

また、生徒の中には経済的に困難な方もおり、夜間中学で安心して学び直しができるように、経済的な支援が必要であるため、本市では独自の支援を行っているところです。

については、安定的な学校運営を継続するとともに、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、次の事項について、強く要望いたします。

(1) 教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業の拡充）

- ・ 補助対象期間を撤廃すること。
- ・ 補助対象経費に対する補助率を引き上げること。

(2) 多様な生徒に対応するための支援の充実

- ・ 外国人生徒に対応するためのデジタル教科書を無償給与すること。
- ・ 経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を新設すること。

(3) 教職員配置の充実

- ・ 一人一人の生徒に丁寧に対応できるように、学級定員の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。

[要望理由]

- (1) 夜間中学において、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人など、多様な生徒が在籍することが想定され、年度ごとに状況に応じた教育活動や環境整備、教材準備等が求められる。

これらの変化に柔軟に対応し、安定した運営を可能とするため、教育支援体制整備事業費補助金の補助対象期間について、開設後3年間と限定せず、継続的に支援を行うとともに、補助対象経費に対する補助率を引き上げるなど、財政的支援の拡充が必要である。

- (2) 本市の令和5年度入学者の約3分の2が外国籍であることから、外国人生徒が安心して学習できるよう、ふりがな表示や文の読み上げなどの機能を有するデジタル教科書を無償給与の対象とすることが必要である。

また、夜間中学で学ぶ生徒が年齢に関わらず経済的支援を受けることができるよう、現行の就学援助制度のような支援制度の新設が必要である。

- (3) 夜間中学に通学する生徒は、年齢や国籍、学習歴等が大きく異なるため、これら多様な生徒一人一人のニーズに応えるためには、小規模の生徒集団を多くの教職員で支援する必要がある。

そのため、学級定員の引下げや教職員配置基準の見直しのほか、外国人生徒に対して丁寧な指導を行えるよう、多言語でコミュニケーションが可能である職員等の配置の拡充が必要である。

[千葉市担当]	・夜間中学設置	
	教育委員会事務局教育総務部企画課	TEL 043-245-5907
	・教科書事務	
	教育委員会事務局学校教育部教育指導課	TEL 043-245-5934
・就学支援制度		
教育委員会事務局学校教育部学事課	TEL 043-245-5928	
・職員配置		
教育委員会事務局教育総務部教育職員課	TEL 043-245-5930	

14 ICTを活用した学習環境の整備について

令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践とICT活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。

引き続き、Society 5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を、整備・維持していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。
- (2) インターネット環境の無い児童生徒への通信費などの支援を行うこと。
- (3) ネットワークの回線増強の整備及び維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) GIGAスクール構想で整備した端末の次期更新に向け、国による財政支援の見通しを示すこと。

[参 考]

1 指導者用デジタル教科書整備状況（要望項目（1）関連）

（単位：千円）

区 分	令和4年度実績		令和5年度当初	
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)
指導者用デジタル教科書 小学校	3,486	0	0	0
指導者用デジタル教科書 中学校	0	0	5,624	0

R5年度の中学校指導者用デジタル教科書
 数学、理科、国語（1～3年生）対象校12校 ライセンス期間2年間
 R4年度の小学校指導者用デジタル教科書
 算数、理科、国語（5・6年生）対象校12校 ライセンス期間2年間
 R3年度の小学校指導者用デジタル教科書
 社会（5・6年生）対象校108校（全校） ライセンス期間3年間
 R3年度の中学校指導者用デジタル教科書
 地理・歴史（1・2年生）対象校54校（全校） ライセンス期間4年間

2 千葉市におけるICT学習環境調査（令和2年度調査）（要望項目（2）関連）

・Wi-Fi環境等がなく、スマートフォンも使えない家庭

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
Wi-Fiなし スマートフォンなし	656	206	2	9

・Wi-Fiルーターについて

300台を保有しており、学校規模に応じて各校に1～3台を配付。

（予備として50台程度を教育改革推進課が管理し、状況に応じて貸与）

・Wi-Fiルーター（300台）の通信費について

R3年度…1台につき月2G、550円

R4年度…1台につき月4G、781円

3 千葉市の学校現場における回線速度について（要望項目（3）関連）

（1）現状

インターネット回線速度	小・中学校数
1ギガビット毎秒	160校
3ギガビット毎秒	2校

（2）今後必要と見込まれる回線速度

インターネット回線速度	小・中学校数
1ギガビット毎秒	13校
3ギガビット毎秒	59校
5ギガビット毎秒	90校

4 千葉市のGIGAスクール構想で整備した端末について（要望項目（5）関連）

（1）前回の整備状況

台数	76,949 台 (内訳) 児童生徒 69,714台、教員 4,964台、予備 2,271台
利用期間	令和3年4月～令和8年3月（5年間）

（2）決算状況

決算額(R2)	3,681,884 千円
補助金	1,392,141 千円（公立学校情報機器整備費補助金） (内訳) 47,105（台）×29,554（円/台）
補助率	・児童生徒3人に2台（※） ・1台4.5万円を上限（下回る場合は実費相当）

※児童生徒3人に1台は地方財政措置算定分で手当てされていた。

15 公立学校施設の整備推進について

本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。

ついては、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。

(1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、トイレ改修、外部改修等）

- ・ 計画事業量に見合った交付金予算額の確保
- ・ リースを補助対象とする制度の拡充
- ・ 建物の部位ごとの工事を補助対象とするなどの制度の拡充
- ・ 交付金の要件である工事費下限額の引き下げ
- ・ 配分基礎単価（補助単価）の引き上げ

(2) 公立学校施設整備費負担金【校舎等の新增築】

- ・ 将来的に見込まれる学級数を補助対象とする制度の拡充

[要望理由]

本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修やより良い教育環境の実現のための取組みが必要である。

今後、増大する施設の老朽化に適切に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的且つ着実に進めていくためには、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることにより、市費による単独実施または先送りせざるを得ないなどの深刻な事態が生じないことが重要であるとともに、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用を、新たな整備手法の一つとして積極的に選択できるようにする制度の拡充が必要である。

また、施設の老朽化対策を進めて行くうえでは、給水設備や電気、消防設備等の改修など建物の部位ごとの工事（内部単体工事）を新たに補助対象事業とするとともに、工事費下限額を引き下げる等の制度の拡充や、トイレ改修や空調設置等の機能を向上させるための質的整備を着実に進めて行くために、実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情に見合った金額への引き上げ等の制度の拡充が必要である。

さらに、新增築事業において、前向き整備が認められているが、本市の場合、次回新設を予定している学校においては、工事着工後3年以降についても周辺地域の住宅開発による学級数の増加が見込まれるため、将来的に必要となる学級数に見合った整備を補助対象とするよう前向き整備の算定年数を延長するなど制度の拡充を要望する。

[参 考]

1 学校施設環境改善交付金事業の採択状況

採 択 事 業 数	採 択 率
令和3年度：90件	100%
令和4年度：139件	100%

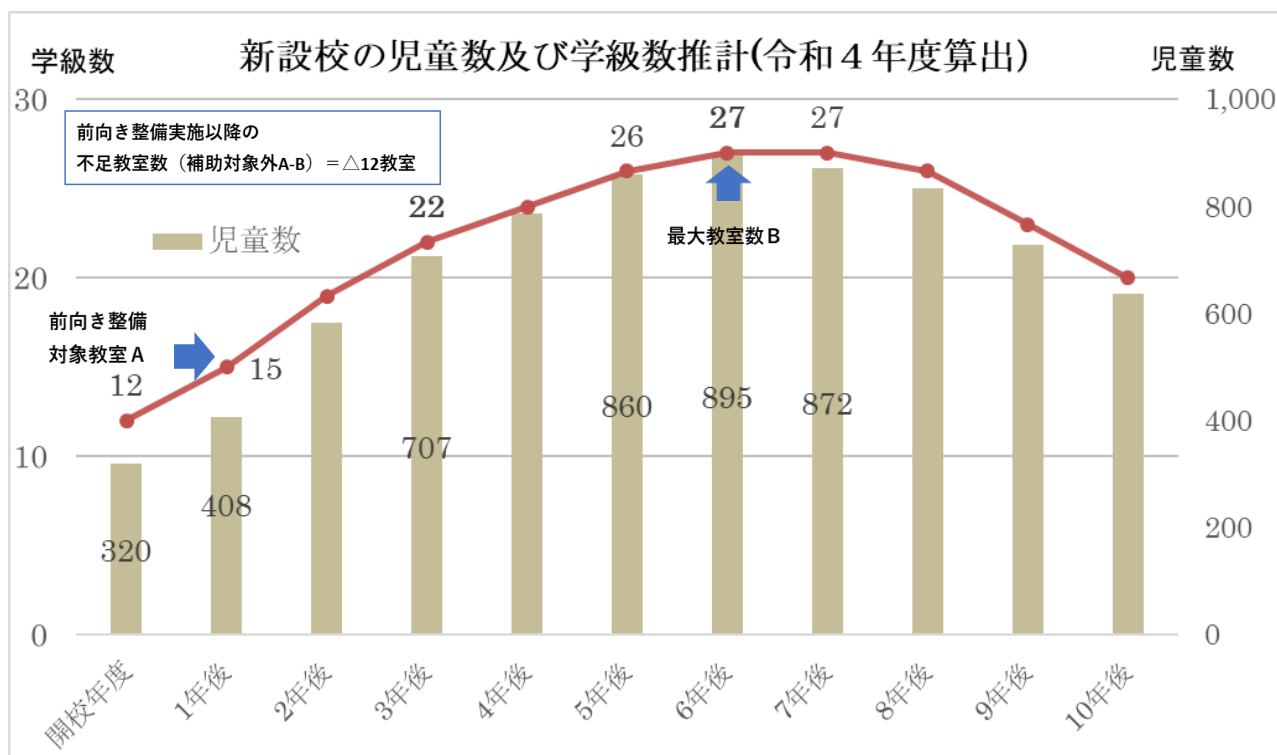
2 学校施設環境改善交付金事業実績（大規模改造、トイレ改修、外部改修等）

（単位：百万円）

令和3年度		令和4年度 （実績見込）		増減	
事業費(a)	国費(b)	事業費(c)	国費(d)	事業費(c-a)	国費(d-b)
4,995	1,564	5,214	1,369	219	-195

※事業費は市単独費を含む小・中・特支学校施設環境整備事業（大規模、トイレ、外部等）決算額

3 新設校における将来推計



※周辺地域における今後の住宅供給の動向により将来推計値が変動する可能性がある。
 ※新增築工事着工年度が変更した場合、前向き整備の対象年度も変更となる。

16 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、学級編制の標準の段階的な引き下げに加え、更なる少人数指導のための加配教員が必要です。

さらに、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。

これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。

児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員加配を一層充実させるとともに、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。

については、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

(1) 教職員加配定数の充実

- ・ 少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配を充実させること。
- ・ 外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。
- ・ 通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。

(2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実

- ・ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を含む専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。
- ・ スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。
- ・ 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

[要望理由]

現在、学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。また、教職員の長時間労働が常態化しており、本市においては平成31年1月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにするための取組みを進めてきた。令和4年3月に本プランの改編を行い、引き続き、一つ一つの取組みを着実に積み重ねているところであるが、依然として教員の時間外労働時間の縮減は厳しい状況であり、これ以上の負担を強いるのは難しいと考えている。

そのような中、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、**更なる少人数指導や専科指導教員の充実を図るとともに**、増加が予想される外国人児童生徒や年々増加する通級指導を必要とする児童生徒にきめ細やかな対応を図るうえで、本市独自の柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、**教職員加配定数のさらなる充実が必要**となっている。

また、学校における働き方改革を推進し教職員の負担を軽減するため、**部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤー、外国語指導助手など専門スタッフの配置について、より一層の財政措置及び制度の充実を講ずるとともに**、いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題に対応するため、**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、国庫負担の対象として位置付ける必要がある。**

さらに、働きやすい環境づくりを進めるため、産前産後休暇取得者、男性を含めて育児休業者などが増加傾向であることを踏まえ、**育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めるよう要望する。**

[千葉市担当]

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置
- ・産前産後休暇取得者・育児休業者の代替措置
教育委員会事務局教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940
- ・外国語指導助手配置
教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5937
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5935
- ・部活動指導員
教育委員会事務局学校教育部保健体育課 TEL 043-245-5941

[参 考]

1 教職員定数（小学校・中学校・特別支援学校）の推移（千葉市）（単位：人）

年度	基礎定数	加配定数	計
令和元年度	4, 0 8 7	2 9 6	4, 3 8 3
令和2年度	4, 0 8 9	3 0 0	4, 3 8 9
令和3年度	4, 0 9 6	2 7 4	4, 3 7 0
令和4年度	4, 1 3 4	2 6 4	4, 3 9 8
令和5年度	4, 1 6 6	2 5 8	4, 4 2 4

※小学校の学級編制の段階的な引き下げに伴い、令和3年度以降は基礎定数が増え、加配定数が減っている。

2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導を行う教職員配置数（単位：人）

年 度	小学校	中学校	計	日本語指導を行う 教職員配置数
令和元年度	3 4 7	1 1 6	4 6 3	1 6
令和2年度	3 3 6	1 1 7	4 5 3	1 8
令和3年度	3 3 8	1 2 1	4 5 9	1 8
令和4年度	3 4 8	1 4 3	4 9 1	2 1
令和5年度	4 2 1	1 2 9	5 5 0	2 4

(2) 通級指導教室児童生徒数（単位：人）

年度	言語(小)	難聴(小)	LD等(小)	LD等(中)	LD等(高)	合計
令和元年度	4 9 5	5 1	1 3 9	8 9	2	7 7 6
令和2年度	5 0 7	6 0	1 2 9	1 0 5	2	8 0 3
令和3年度	5 4 4	6 4	1 5 8	9 6	5	8 6 7
令和4年度	5 6 0	6 4	1 5 5	9 0	8	8 7 7
令和5年度	6 0 2	5 6	1 5 8	9 8	1 1	9 2 5

3 在校時間の推移

主幹教諭・教諭の勤務時間及び休憩時間を除く1か月あたりの平均在校時間

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	47	42	43	44	41
中学校	70	60	49	50	50

4 専門スタッフの配置人数 ※令和5年度は見込

(1) 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3人	160人	228人	167人	167人

(2) 外国語指導助手（小・中学校）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
59人	57人	67人	67人	72人

(3) スクールカウンセラー（統括スーパーバイザー1名含む）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
74人	76人	77人	79人	80人

(4) スクールソーシャルワーカー

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8人	10人	10人	12人	12人

(5) 部活動指導員

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人	10人	35人	55人	40人

5 産前・産後休暇及び育児休業代替の講師数の変化（10年前との比較）（単位：人）

(1) 平成25年度（5月1日時点）

	小学校	中学校	合計
産前・産後休暇	21	7	28
育児休業	67	14	81
合計	88	21	109

(2) 令和5年度（5月1日時点）

	小学校	中学校	合計
産前・産後休暇	31	9	40
育児休業	118	42	160
合計	149	51	200

約1.8倍



6 事業費（単位：百万円）

区分	令和4年度実績		令和5年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	153	48	203	58	1.21
スクールカウンセラー	192	40	196	65	1.63
スクールソーシャルワーカー	46	15	47	16	1.07
外国語指導助手	255	—	318	—	—
部活動指導員	24	8	17	5	0.63

※国費の積算基準：事業費の1/3が国庫負担

[厚生労働省]

17 特別児童扶養手当制度の見直しについて

特別児童扶養手当の認定請求件数に対する却下件数の割合（以下「却下率」といいます。）について、実施主体である都道府県、指定都市の間で大きな差が生じており、これは障害程度認定基準の一部が極めて抽象的であることなどが原因と考えられます。

法定受託事務である特別児童扶養手当の受給資格の認定について、このような状況が続くことは、制度全体に対する信頼性を大きく揺るがしかねないものです。

については、特別児童扶養手当制度の信頼性を確保し、真に必要とする方が当該手当を受給できるよう、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。

[要望理由]

特別児童扶養手当の受給資格の認定において最も重要なのは、対象児童の診断書の内容について、障害程度認定基準に則り、実施主体に置かれた医師による審査を踏まえ、実施主体が決定する障害程度の認定である。現状の主な要因として、特に精神障害に係る区分について、障害程度認定基準や診断書の記載項目が極めて抽象的であり、実施主体ごとに障害の重症度の判断にばらつきが生じていることが考えられる。

同一の障害程度であれば、どの実施主体が判断しても同じ結果となるよう、受給資格の審査において最も重要な障害程度認定基準及び診断書様式について、抜本的な見直しを求めるものである。

[千葉県担当] 保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 Tel 043-245-5172

[参 考]

1 特別児童扶養手当の認定請求に対する却下率

都市名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
札幌市	35.0%	12.2%	15.3%	4.4%	3.9%	5.9%	5.9%
仙台市	2.9%	12.1%	6.3%	6.6%	7.1%	2.4%	5.3%
さいたま市	1.2%	1.1%	1.0%	0.4%	1.4%	0.4%	1.1%
千葉市	19.4%	34.3%	43.7%	36.7%	39.7%	37.6%	32.8%
横浜市	4.7%	3.9%	4.8%	4.2%	63.5%	62.2%	62.6%
川崎市	8.7%	15.5%	15.4%	12.5%	7.6%	11.1%	8.8%
相模原市	5.1%	2.4%	4.9%	5.3%	5.2%	8.4%	6.8%
新潟市	5.0%	3.7%	10.1%	5.5%	3.5%	4.5%	2.7%
静岡市	19.6%	12.2%	9.0%	1.6%	2.3%	1.1%	1.2%
浜松市	2.9%	1.7%	5.0%	6.3%	2.7%	7.8%	8.1%
名古屋市	0.0%	0.6%	1.1%	0.2%	0.8%	0.9%	0.3%
京都市	1.9%	1.9%	2.1%	2.2%	2.9%	3.8%	2.9%
大阪市	1.0%	0.6%	0.0%	12.8%	6.3%	9.7%	8.5%
堺市	1.9%	2.8%	3.4%	14.3%	7.4%	7.2%	7.6%
神戸市	4.2%	3.0%	2.6%	1.5%	2.2%	0.9%	1.7%
岡山市	6.6%	7.7%	9.7%	6.8%	8.6%	4.8%	8.7%
広島市	4.1%	4.8%	5.3%	4.7%	6.7%	20.5%	19.4%
北九州市	4.9%	0.6%	5.7%	4.7%	9.5%	2.3%	4.3%
福岡市	0.2%	1.6%	2.2%	3.7%	6.5%	12.0%	10.7%
熊本市	6.0%	14.7%	16.6%	7.3%	7.5%	9.3%	1.9%
指定都市（平均）	6.8%	6.9%	8.2%	7.1%	9.8%	10.6%	10.1%
都道府県（平均）	6.0%	7.1%	7.4%	7.7%	8.2%	7.8%	7.9%

※1 「福祉行政報告例（厚生労働省）」を基に作成

※2 H27.4～地方分権改革に係る第4次一括法により都道府県から指定都市へ権限移譲

2 診断書様式・障害程度認定基準

(1) 診断書様式（知的障害・精神の障害用）【抜粋】

		現在の病状又は状態像	左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。
現 症	⑧ 発達障害関連症状	1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他（ ）	
	⑩ 問題行動 及び 習癖	1興奮 2暴行 3多動 4拒絶 5自殺企図 6自傷 7破衣 8不潔 9放火・弄火 10器物破壊 11徘徊・浮浪 12盗み 13性的逸脱行動 14排泄の問題（尿失禁、便失禁、便こね、その他） 15食事の問題（拒食、異食、大食、小食、偏食、その他） 16その他（ ）	
	⑬ 日常生活 能力の程度 (必ず記入してください)	1 食事（全介助・半介助・自立） 2 洗面（全介助・半介助・自立） 3 排泄（おむつ必要・おむつ不要） 4 衣服（脱げない・着れない・ボタン不能・自立）	5 入浴（全介助・半介助・自立） 6 危険物（全くわからない・特定の物、場所はわかる・大体わかる） 7 睡眠（夜眠らず騒ぐ・時々不眠） 寝ぼける・問題なし
		上記の内容を具体的に記載して下さい。	

(2) 障害程度認定基準【抜粋】

D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。
また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。
また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

[厚生労働省]

18 障害福祉サービスに係る十分な財政措置について

障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務化（地財法10条の国庫負担金）されている一方、訪問系サービスについては、法の趣旨を超え、政令において負担範囲を限定しています。そのため、本市でも多額の超過負担が生じており、今後も増加傾向が見込まれる当該費用について、財政を圧迫する要因となっており、制度の持続可能性の維持が困難な状況となっています。

については、制度の持続可能性を維持するため、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 現行の訪問系サービスの国庫負担基準を廃止し、他のサービスと同様に給付に要する実際の費用の2分の1を国庫負担とすること。

[要望理由]

訪問系サービスについて、障害の重度化や家族の高齢化による必要なサービス量の増加が進展している中、他のサービスと異なり、市町村の支給決定が国庫負担基準を超えた場合、超過負担分はすべて市町村の負担となり、訪問系サービスの支給量が自治体の財政を圧迫している。

今後も訪問系サービスの支給量の増加が見込まれる状況のなか、制度の持続可能性を高めるためにも、各自治体が、国庫負担基準を超えて支給している超過分について、国庫補助の対象とする財政支援の拡大が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 TEL 043-245-5253

[参 考]

千葉市の訪問系サービスにおける超過負担について

(単位：億円)

年度	訪問系サービスの利用者数	訪問系サービス給付費 (A)	国基準額 (B)	国庫負担額 (C) = B × 1/2	国庫負担割合 C/A	超過負担額 (A-B) × 3/4
R 1	1,957 人	29.9	23.4	11.7	39.1%	4.9
R 2	1,950 人	33.3	23.2	11.6	34.8%	7.6
R 3	2,057 人	38.4	25.7	12.9	33.5%	9.5

19 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展やコロナ禍における景気の低迷により、受給者が増加しております。

平成30年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。

また、生活困窮者自立支援制度については、法施行後9年目を迎え、制度が認知されたこと等により利用者が大幅に増加するなど、各種事業の実施に伴う自治体の財政負担が増えています。

さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう、強く要望いたします。

（１）生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。

（２）生活困窮者自立支援制度について

ア 就労訓練事業に参入する事業者への税制上の優遇措置については、社会福祉法人等だけでなく、株式会社やNPO法人等にも対象を拡大し、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後9年目を迎え、各種事業の利用者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。

（３）両制度に対する財政措置について

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体とし

て十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講じること。

[要望理由]

(1) 生活保護制度について

生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び被保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。そのため、金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、被保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じるなどの支障をきたすことになる。

一方で、税務事務においては、国税通則法では罰則規定を設けた上で調査対象者は正当な理由なく調査を拒むことができないとされており、また、生活保護法第78条及び同法第63条の一部では「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定されている。このことから、生活保護制度も税務事務と同等の調査権限を与えられて然るべきと考える。

これらの状況を踏まえ、生活保護制度の更なる適正化を推進するために、金融機関等への回答義務付けが必要である。

(2) 生活困窮者自立支援制度について

ア 平成27年度の税制改正において、認定就労訓練事業者に対する、固定資産税、都市計画税、不動産取得税に係る税制上の優遇措置の対象に株式会社やNPO法人等が含まれておらず、認定状況を見ても、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。また、政令指定都市のうち認定事業所数が25以下の自治体は令和4年3月時点で15自治体となっており、地域の実情に合わせた事業実施のためには、より幅広い事業者の積極的な参入を促すためのインセンティブが必要である。

イ 現状の自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、人口が増えるほど、人口1人当たりの基準額が逡減する設定になっており、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造になっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、現状は、実態にそぐわない人口規模区分となっている。

また、法施行後9年目を迎え、制度が広く認知されたこと等により、利用者が大幅に増加し、実施体制の拡充が必要となっている。一方で、国庫負担・補助率については制度施行当初から変更されておらず、自治体の負担額は増加している。

このため、事業の実効性を担保する上では、十分な基準額を設定するとともに、国庫負担・補助率の見直しが必要である。

(3) 両制度に対する財政措置について

平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、地方負担が生じている。両制度は互いに関係性が強く、一体のものとして実施できるだけの財政措置が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局保護課 TEL 043-245-5165

[参 考]

1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移 (単位：世帯、人、%、百万円)

年度	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
世帯数	16,543	16,751	16,939	17,252	17,655	17,776
人員	20,814	20,864	20,919	21,095	21,488	21,508
保護率	21.4	21.4	21.5	21.6	22.0	22.0
保護費 (H20年度 を100とし た場合)	35,278 (171.0)	35,060 (170.0)	35,030 (169.8)	35,133 (170.3)	35,370 (171.4)	36,170 (175.3)

※世帯数、人員及び保護率は年度平均

※令和4年度の保護費は見込み額

2 ケースワーカーの配置数の推移 (単位：人、世帯/人)

年度	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
現員数	180	189	190	194	198	200
標準数	204	205	206	212	215	216
不足数	△24	△16	△16	△18	△17	△16
一人当り 世帯数	90	88	88	88	88	88

※各年度4月1日現在

3 本市が行う自立支援の取組み(被保護者が対象) (単位：人、円)

	事業開始 年月	年度	相談員数等	対象者数等	就労者数	保護費 削減額
被保護者 就労支援事業	H22.10～	H 2 8	21	2,151	825	106,910,868
		H 2 9	21	2,666	943	129,127,781
		H 3 0	21	2,844	956	151,687,607
		R 元	21	2,271	909	132,047,439
		R 2	24	2,461	765	102,628,087
		R 3	24	2,553	916	141,577,975
		R 4	24	2,267	1,032	149,024,028
被保護者 就労準備 支援事業	H23.4～	H 2 8	3	71	—	—
		H 2 9	3	54	—	—
		H 3 0	3	42	—	—
		R 元	2	77	—	—
		R 2	2	127	—	—
		R 3	2	175	—	—
		R 4	2	160	—	—

4 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

(単位：人)

年度	区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	合計
H29	新規相談	449		477	265			1,191
	就労準備支援	37		12	9			58
	家計相談支援	68		60	12			140
	その他支援	152		188	48			388
	学習支援	27		31	8			66
	就労者	91		69	9			169
H30	新規相談	516		658	542			1,716
	就労準備支援	42		36	18			96
	家計相談支援	64		76	43			183
	その他支援	157		136	108			401
	学習支援	46		57	46			149
	就労者	77		28	10			115
R元	新規相談	744		848	710			2,302
	就労準備支援	67		52	22			141
	家計相談支援	97		119	84			300
	その他支援	214		181	170			565
	学習支援	57		42	36			135
	就労者	72		38	16			126
R2	新規相談	1,486	431	948	944			3,809
	就労準備支援	49	23	53	27			152
	家計相談支援	86	25	125	111			347
	その他支援	485	236	221	183			1,125
	学習支援	-	-	-	-			267
	就労者	99	6	41	20			166
R3	新規相談	1,339	781	1,001	949	275		4,345
	就労準備支援	35	29	58	21	11		154
	家計相談支援	50	62	91	111	30		344
	その他支援	490	458	304	262	21		1,535
	学習支援	-	-	-	-	-		296
	就労者	73	47	27	43	2		192
R4	新規相談	473	585	609	495	395	207	2,764
	就労準備支援	26	34	33	20	28	11	152
	家計相談支援	54	96	82	86	63	27	408
	その他支援	255	196	203	132	54	64	904
	学習支援	-	-	-	-	-	-	319
	就労者	46	53	31	41	20	11	202

※生活自立・仕事相談センター若葉はH29年7月に開設。

※生活自立・仕事相談センター花見川はR2年9月に開設。

※生活自立・仕事相談センター緑はR3年9月に開設。

※生活自立・仕事相談センター美浜はR4年9月に開設。

5 事業費

(単位：百万円)

区分	令和4年度当初		令和5年度当初		(b) (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
生活保護事業費	35,700	26,248	36,700	27,008	1.028

※国費の算定基準：{事業費－(法第63条・法第78条調定額－不納欠損額)}×3/4

20 国民健康保険制度への支援措置等について

国民健康保険制度は、他の被用者保険制度と異なり、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。

平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。

しかしながら、これらの公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。

特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。

したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いします。

(1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。

また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講じること。

(2) 地方単独事業として実施している、子どもや心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。

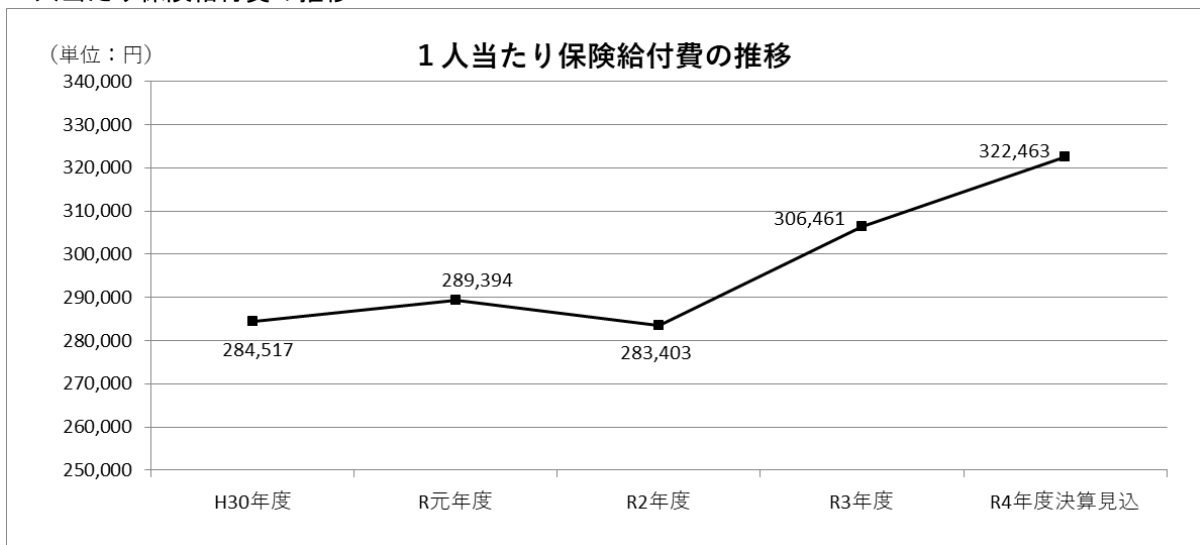
[要望理由]

(1) 国民健康保険料は他の被用者保険と異なり、事業主負担が無いから、本人負担が重いことから、保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。

(2) 子どもや障害者等への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。

[参 考]

1人あたり保険給付費の推移



※保険給付費：医療費に対する保険者負担分等（審査支払手数料を除く）

保険料改定率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	3.9%	△0.3%	1.4%	1.3%	2.9%
医療・支援金分	4.9%	△0.9%	1.4%	0.7%	3.0%
介護分	△6.0%	7.7%	1.5%	7.6%	1.3%

1人あたり平均保険料と所得に占める割合 (R元年度)

保険者	保険料 (所得に占める割合)	平均所得
市町村国保	8.9万円 (10.3%)	86万円
協会けんぽ	11.9万円 (7.5%) ※	159万円
組合健保	13.2万円 (5.8%) ※	227万円

※本人負担分の保険料
出典：国保中央会資料

保険料軽減・減免対象世帯の推移

区 分		R元	R2	R3	
国 軽 減 制 度	7割	世帯数	34,475	34,188	35,282
		割合 (%)	26.6	26.7	27.9
	5割	世帯数	15,130	15,394	15,152
		割合 (%)	11.7	12.0	12.0
	2割	世帯数	15,494	15,210	14,809
		割合 (%)	11.9	11.9	11.7
小計		世帯数	65,099	64,792	65,243
		割合 (%)	50.2	50.6	51.6
市独自 減免制度	世帯数	28,258	27,366	24,626	
	割合 (%)	21.8	21.4	19.4	
合計	世帯数	93,358	92,158	89,869	
	割合 (%)	72.0	72.0	71.1	

国庫負担金減額の推移

(単位：千円)

	H29	H30	R元	R2	R3
子どもへの医療費分	53,000	22,000	23,000	16,000	13,000
障害者への医療費分	243,000	230,000	212,000	201,000	203,000
ひとり親家庭への医療費分※				5,000	23,000
計	296,000	252,000	235,000	222,000	239,000

※ひとり親家庭への医療費助成は令和2年11月から実施

21 2050年カーボンニュートラルに向けた事業者への取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための基盤整備について

本市では、2050年カーボンニュートラルの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところです。

産業部門については、「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において企業の取組みを後押しいただいているとともに、「クリーンエネルギー戦略」では需要サイドのエネルギー転換や新たな成長分野におけるビジネス・産業の創出などを基本コンセプトとして掲げているところであり、このような企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。

また、家庭部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年カーボンニュートラルにつながると考えます。

つきましては、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「国のグリーン成長戦略（令和3年6月）」で示されたカーボンリサイクル技術等革新技術の確立のため、財政支援を強化すること。
- (2) カーボンプライシングの手法を用いた国内排出量取引制度は、温室効果ガス排出量削減に限界のある業種にとって、カーボンニュートラル実現に向けた現実解の1つであるため、制度を早期に、より実効性の高いものとする事。
- (3) カーボンニュートラル達成に向けた国民のライフスタイル変革は、地域特性により大きく異なるものではないため、行動変容を促す全国統一の脱炭素推進ポイント付与事業を構築し、原資を確保するとともに推進すること。

[要望理由]

- ・千葉市における温室効果ガスのうち、**産業部門からの排出量は総排出量の約6割を占めており**、2050年カーボンニュートラルを目指すには、**産業部門の企業における脱炭素化への取組みが大変重要**となる。
- ・区域内の事業所によっては、**地方自治体の区域によらず企業全体として日本全国または世界規模での2050年カーボンニュートラルを目指している**場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。
- ・**環境分野におけるイノベーションを促し、ビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民間事業者による持続的な環境産業の発展を図ることで、環境と経済の好循環が実現できる。**
- ・現存の技術では温室効果ガス排出削減に限界がある業種において、**企業の脱炭素化を目指すためにも、技術革新に向けた支援やカーボンプライシングの導入は必要不可欠なものである。**
- ・2023年度から試行的に排出量取引制度をスタートさせるものの、今後10年は自主的なものにとどまるとされている。
- ・EUでは、2023年から移行期間としたうえで2026年から炭素国境調整措置が導入予定など、**脱炭素化が世界のビジネス取引のルールとなる中で、国際水準での制度設計が必要**であると考ええる。
- ・全国的に**脱炭素型ライフスタイルへの転換が図られるためには、全国共通の制度構築が必要**と考えており、マイナポイント制度のように、**実効性があり利便性の高い基盤整備を進めることで、居住エリアに限定されることなく、より効果的な利用者への支援（インセンティブ）に繋がるもの**と考える。

[千葉市担当] 環境局環境保全部脱炭素推進課 TEL 043-245-5263

22 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について

モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることはCO₂排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。

については、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保
- (2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一体的な補助メニューの創設

* 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業
* 鉄道技術開発費補助金(鉄道脱炭素施設等実装調査)

[要望理由]

- ・懸垂型である千葉都市モノレールは他の鉄軌道に比べ軽量であり、バスに比べCO₂排出量が非常に少ないという特徴がある。回生車両への計画的な更新と電力貯蔵装置の導入を主とした省CO₂化計画を策定し、2018年比で2028年には電気エネルギー量で20% (CO₂は約1000t-CO₂/年) 削減する目標値を定め公表している。
- ・回生車両への更新や電力貯蔵装置 (R4年度本格稼働) は、CO₂削減効果だけではなく、災害時停電時においても最寄り駅まで車両の非常走行が可能となり、モノレール輸送の安全確保にも寄与するものである。また、軌道桁や駅舎等モノレールインフラを活用し、停電時に電力貯蔵装置等から沿線避難施設等へ送電することで、沿線地域の防災・減災にも寄与できるものと考えている。
- ・モノレールインフラを活用することで沿線地域一帯を対象に省CO₂化を進める取組みは、モノレール沿線の魅力向上や緩やかな居住誘導を促すことが期待でき、ひいてはモノレールの利用促進につながるものと考えている。
- ・社会インフラであるモノレールを賢く活用した先進的な取組みの実現には、既存設備類の入れ替えを機に、設備類の高効率化や省エネルギー化などを図り、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け脱炭素化に資する施設等の整備を推進していく必要があると考えている。

[千葉市担当] 都市局都市部交通政策課 TEL 043-245-5350
環境局環境保全部脱炭素推進課 TEL 043-245-5263

[参 考]

1 事業概要

SDGsの実現と施設や設備等の低炭素化を進め、災害に強く、魅力ある地域づくりを進めます

<安心で利便性の高い街>

誰にでも優しい沿線開発

- ・ 徒歩圏内に生活拠点を設けた沿線開発
- ・ MRによる容易な移動

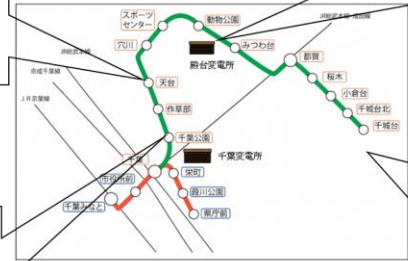


<電力融通のための設備導入>
モノレール軌道桁を活用し、沿線施設との**電力融通**

- ・ 駅舎設備類の高効率化や省エネルギー化の推進
- ・ 災害時に有効な電力系統構築



モノレールへの電力供給を担う殿台変電所
2021(R3)年度に電力貯蔵装置導入完了



軌道桁を自営線として活用



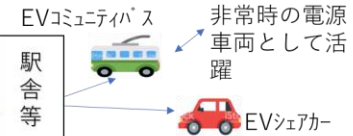
<回生電力の有効利用>

回生車両（R10年度まで）と殿台変電所回生電力貯蔵装置導入

- ・ 電力ピークカット
- ・ 電力使用量削減
- ・ 非常電源としての活用

<スマートな街>

- ・ モノレールの2次交通としてコミュニティバス等EV化
- ・ 利便性向上のために、グリーンスローモビリティ等の導入
- ・ 卒FIT対策と電力の地産地消



2 事業費等

(1) 回生車両新造

車両更新については、耐用年数等を考慮しつつ千葉都市モノレール株式会社が実施しており、16編成中8編成が回生車両となっています。

現在、環境省より国庫補助を受け1編成建造を進めており、残りの更新対象車両についても順次更新していく予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運賃収入は大幅に減少しており、車両更新のための費用の確保が大きな課題となっています。

※市は会社支援措置の一環として、車両建造費の1/2について支援することとしている。

(2) 駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入

各駅舎の変電設備等が耐用年数の経過を迎えることを機に、高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新改良します。

- ・ 対象：モノレール全18駅の変電設備、空調設備、照明設備等
- ・ 期間：2023（令和5）年度～2031（令和13）年度
- ・ 費用：約1,800百万円（1駅当たり約100百万円）

(3) カーボンニュートラルの実現に資する設備等の導入検討

駅舎等に太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、モノレール軌道桁や駅舎などのインフラを自営線や給電拠点として活用することや大型蓄電池導入について調査検討を進めます。

※鉄道技術開発費補助金を活用し、PPA事業やVPP事業導入のための検討調査をR5年度に実施予定

23 航空機騒音の改善について

羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられています。

また、コロナ禍の減便により、一時的に軽減されていた市民の騒音負担感が、航空需要の回復に伴い大きく増加することにより、今後、市民生活への影響がより強くなることが懸念されます。

については、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。
- (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。
- (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。
- (4) 市民の声を直接聞く場として市民相談会を再開すること。また、具体的な騒音軽減策や将来の方策を早急に提示するとともに、市民への説明を丁寧に積み重ねること。

[要望理由]

- (1) 羽田空港機能強化に伴い、昼間の一部時間帯では新飛行ルートの運用により首都圏での騒音の共有が図られたが、機能強化以前より市民からは早朝・夜間の時間帯における苦情が寄せられており、市民生活への影響が非常に大きい。
- (2) 平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引き上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から10年以上が経過しているが、一部高度の引き上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。一方、都内関係自治体等からの新飛行ルートの固定化回避等に関する要望を受け、騒音低減等の観点から見直し可能な方策がないか、技術的観点から検討を始めた。千葉県内における騒音低減に向けた技術的方策についても、早急な検討と対策の実施を求める。
- (3) 降下角の引上げについては、令和2年3月29日に運用を開始した羽田空港機能強化に伴い示された新たな騒音軽減策であり、従来の飛行ルートでは検討されていない事項であるため。
- (4) 令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった市民相談会の再開を含め、引き続き、市民への丁寧な説明を行うことを求める。

[千葉市担当] 環境局環境保全部環境規制課 Tel 043-245-5191

[参 考]

1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、現在、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大29便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。

なお、令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始している。

①南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

②北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行している。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の低減・解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



2 苦情受付件数

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
件数	108	224	550	327	365	252	150

区分	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
件数	199	124	108	41	29	44

[国土交通省]

24 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線はレジャー、商業、スポーツなどの大型施設が集積しており、両線のアクセス強化は観光・産業面等の更なる発展に寄与します。

特に両線の相互直通運転とJR東日本株が推進する羽田空港アクセス線の整備を連動させることは、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人」の達成に大きく貢献するものと考えます。

については、次の事項について強く要望いたします。

(1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

[要望理由]

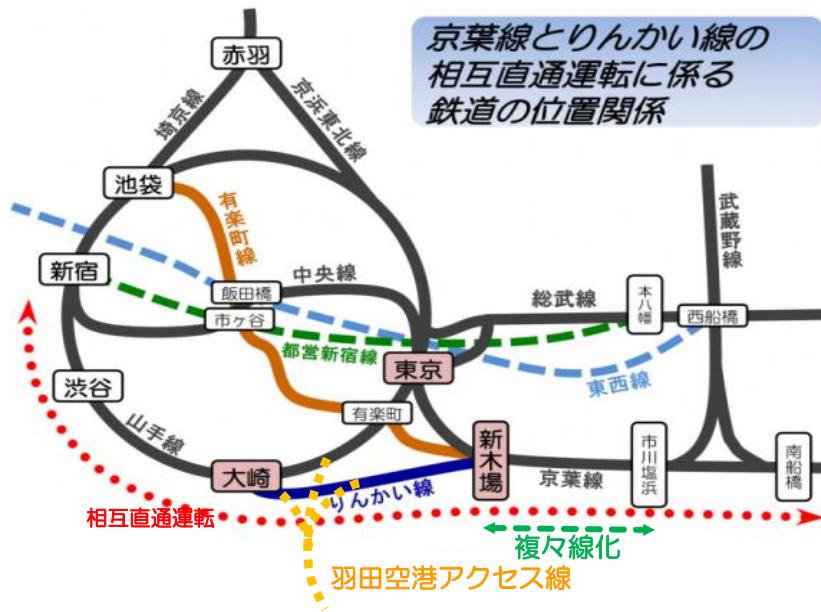
JR京葉線と東京高速鉄道りんかい線は、新木場駅の蘇我方で線路が接続しているが、運賃收受や線路容量等の課題があり実現には至っていない。

相互直通運転が実現すると、京葉線・りんかい線の利用者及び京葉線に乗り入れている内房線・外房線利用者の利便性が向上し、房総方面から東京都心への所要時間短縮をはじめ、新木場駅構内の混雑緩和や沿線地域の活性化等の効果が見込まれる。

また、JR東日本株は羽田空港アクセス線構想の実現に向け、アクセス新線及び東山手ルート、運行開始予定時期を2029年としている。同構想は平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、国際競争力の強化に資するネットワークのプロジェクトに位置付けられ、「京葉線とりんかい線の相互直通運転と連携し、整備効果を広範囲に波及させる」よう、連携の必要性が指摘されている。

これまで本市では沿線自治体で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めるとともに、鉄道事業者等に対し要望活動を展開してきたが、前述の課題を解決するためには、鉄道事業者に加え、国・東京都及び千葉県など幅広い関係者の継続的な支援が不可欠であるため、要望するものである。

[千葉市担当] 都市局都市部交通政策課 TEL 043-245-5350



- 1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた主な課題
- ・両線は別々の鉄道事業者であることから運賃収受方法の課題がある。
 - ・京葉線市川塩浜～新木場駅間のピーク時の輸送力が限界のため、東京方面の輸送力を維持しながらりんかい線方面へ相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要である。

2 JR東日本(株)による羽田空港アクセス線構想の推進

JR東日本は平成30年7月3日にグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し、整備を進めており、令和3年1月20日に東京貨物ターミナル付近と羽田空港を結ぶ「アクセス新線」の鉄道事業許可を受けたことを発表した。

■主な効果

- ・多方面からのダイレクトアクセスによる「シームレスな移動」の実現(時間短縮、乗換解消)
- ・鉄道の輸送力増強(現状の約1.8倍)、リダンダンシーの向上による移動ニーズ(首都圏の各エリア～空港間)のさらなる増加への対応



(JR東日本(株)グループ経営ビジョン「変革2027」より抜粋)

3 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析 (※羽田空港アクセス線構想発表前の分析)

- (1) アクセス利便性の向上 … 新木場駅構内混雑緩和と乗換回数減少、所要時間短縮等
利用者総便益の増加 = 約52百万円/日
- (2) 沿線の活性化
商業販売額の増加 = 約75億円/年(蘇我駅-新木場駅間) 地価上昇効果 = 約385億円上昇

※設定条件=りんかい線の料金をJR並みに引き下げ、相互直通運転する便数を増便したケース
(ピーク時6本/時、オフピーク時0~4本/時)

25 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える 広域幹線道路網の整備促進について

本市が首都圏の広域連携拠点として、都市機能及び防災力の強化を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 新湾岸道路の早期具体化 . . . ①
- (2) 整備促進
 - ・ 「(仮称) 検見川・真砂スマートIC」及び一体となって進めていく一般国道357号「検見川立体」の整備促進 . . . ②
 - ・ 一般国道357号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)の整備促進 . . . ③
 - ・ 京葉道路の混雑解消のための整備促進 . . . ④
 - ・ 一般国道51号北千葉拡幅の整備促進 . . . ⑤
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道の整備促進 . . . ⑥
- (3) 調査促進
 - ・ 一般国道16号(穴川地区)の混雑解消のための調査促進 . . . ⑦
 - ・ 一般国道51号の木更津方面とのアクセス整備(貝塚ランプ)及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査促進 . . . ⑧

[要望理由]

広域幹線道路整備の遅れにより、市内の京葉道路や国道では、各所で慢性的な渋滞が発生していることから、ストック効果をも高める道路ネットワークの強化が急務である。

特に、湾岸地域が持つポテンシャルを十分に発揮させるためにも、「新湾岸道路」の早期具体化を要望する。

また、千葉都心や千葉港など湾岸部からいち早く接続することが可能となる「(仮称) 検見川・真砂スマートIC」は、今後整備が本格化することから、整備推進を図るため必要な財源確保を要望するとともに、スマートICと一体となって進めていく必要があると考えている「検見川立体」は、スマートIC設置に伴う交通負荷の軽減や、国道357号の「千葉西警察入口交差点」と「稲毛浅間神社前交差点」間の渋滞対策として早期整備が必要であることから、着実な整備促進を強く要望するものである。

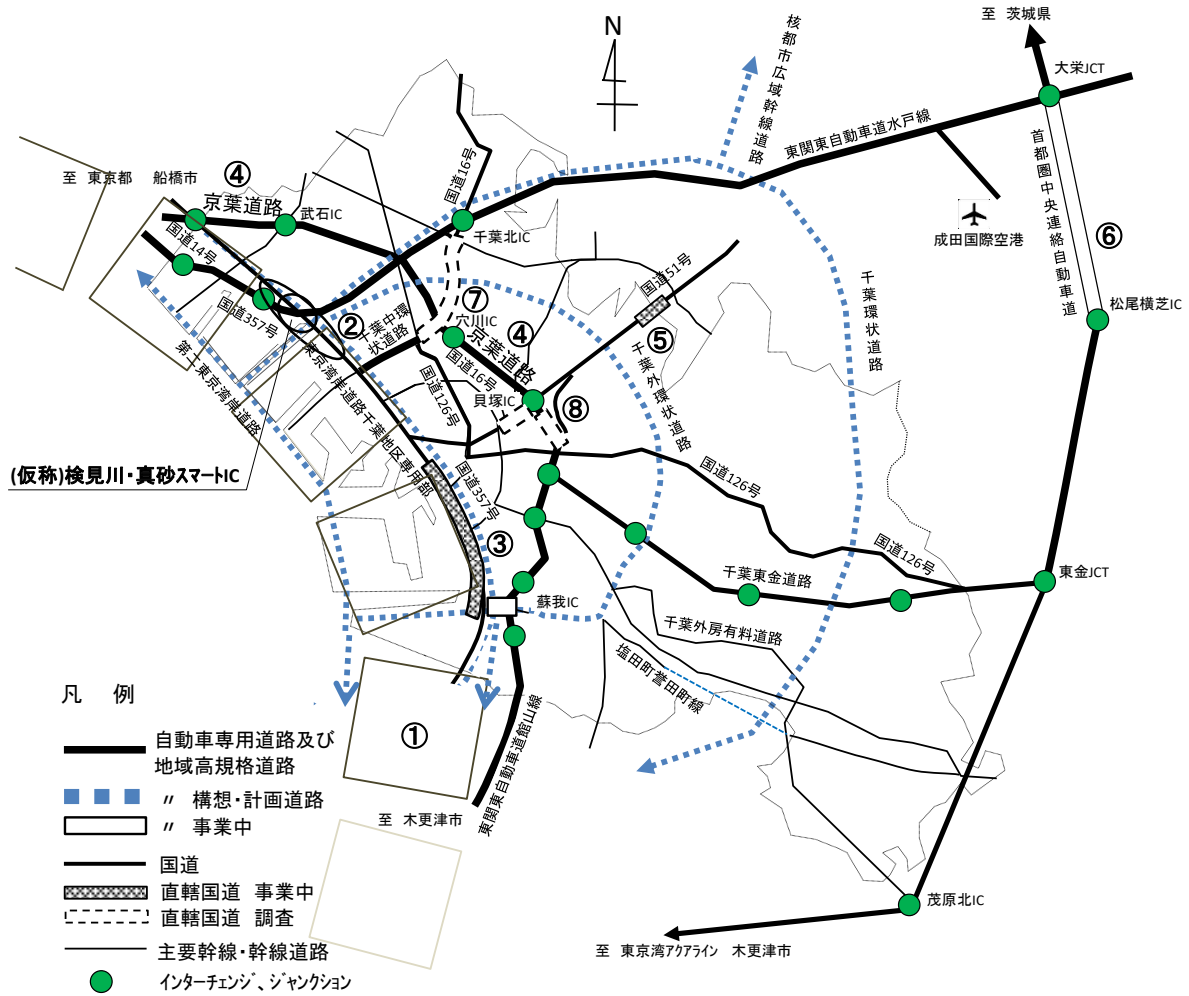
このほか、「一般国道357号(蘇我地区)」は、主要渋滞箇所が連担しており、物流や緊急活動等を阻害しているため、整備により、「千葉地区」と一体となって輸送時間や通勤時間の短縮による生産性の向上が期待出来ることから、着実な整備促進を強く要望するものである。

さらに、より一層の生産性を向上させるため、内陸部を通る京葉道路の渋滞対策の推進を強く要望するものである。

なお、これらの必要な道路整備を計画的に進めるためには、国の道路整備費枠の拡大が不可欠である。

[参考]

千葉市に係る広域幹線道路網



区分	名称	区間	要望内容	番号
自動車専用道路	京葉道路（混雑解消）	船橋市～千葉市	整備促進	④
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県未供用区間（大栄JCT～松尾横芝IC）	整備促進	⑥
	新湾岸道路	外環高谷JCT周辺～蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺	早期具体化	①
	（仮称）検見川・真砂スマートIC	東関東自動車道水戸線 （接続位置：一般国道357号 千葉西警察入口交差点～真砂交差点）	—	—
直轄国道	一般国道357号検見川立体	一般国道357号 千葉西警察入口交差点～稲毛浅間神社前交差点	整備促進	②
	一般国道357号湾岸千葉地区改良	美浜区真砂2丁目～中央区問屋町（H28全線6車線供用）	—	—
		中央区問屋町～中央区塩田町（蘇我地区）	整備促進	③
	一般国道51号北千葉拡幅	若葉区若松町～佐倉市	整備促進	⑤
	一般国道16号穴川地区（混雑解消）	穴川交差点～東関東道千葉北IC	調査促進	⑦
一般国道51号貝塚ランプ及び延伸	一般国道51号貝塚ランプ（北千葉拡幅バイパス区間）～一般国道16号（木更津方面）及び千葉都心への延伸	調査促進	⑧	
地域高規格道路	第二東京湾岸道路	東京都～千葉県	—	—
	東京湾岸道路（千葉地区専用部）	千葉市～富津市	—	—
	千葉中環状道路 （千葉都心を囲む環状道路）	（都）塩田町誉田町線（塩田町地区）	—	—
	千葉外環状道路 （千葉都心4～6km圏の環状道路）	千葉市～千葉市	—	—
	千葉環状道路 （周辺都市まで含む環状道路）	千葉市～市原市	—	—

26 「ちば共創都市圏」の活性化に資する 街路事業の拡充と安定的な財源の確保について

本市の以東・以南の地域との連携を図る「ちば共創都市圏」の活力を向上させ、本市が「圏域の拠点都市」として雇用を生み出す自立した経済圏を確立するとともに、魅力あふれる都市基盤を構築するためにも、街路ネットワークが不可欠であります。市内にはいまだ多くの未整備区間が存在しております。

また、街路ネットワークは大規模自然災害発生時の避難・救助や物資輸送の経路となるなど国土強靱化にも資することから、早期整備が必要であります。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充

- ・ 重要物流道路などと一体となって機能する街路の整備に係るもの . . . ①
- ・ 交通結節点機能を強化する街路の整備に係るもの…②
- ・ I Cアクセス向上に資する街路の整備に係るもの…③

(2) 今後整備が本格化する地域高規格道路の財源確保

- ・ 塩田町誉田町線（塩田町地区） . . . ④

[要望理由]

本市の道路ネットワークにおいて中核的機能を担う街路は、社会資本整備総合交付金を最大限活用し事業を進めているが、いまだ多くの未整備区間があり、事業が長期化している状況である。

そのため、街路整備の効果を早期に発現させるためには、国費の重点配分対象事業を拡充するなど集中的な財政措置が必要である。

また、「塩田町誉田町線（塩田町地区）」は、現在事業中の「一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)」を含めた東京湾岸道路の効果を最大限に発揮させるためにも、積極的に整備を行っていく必要がある。

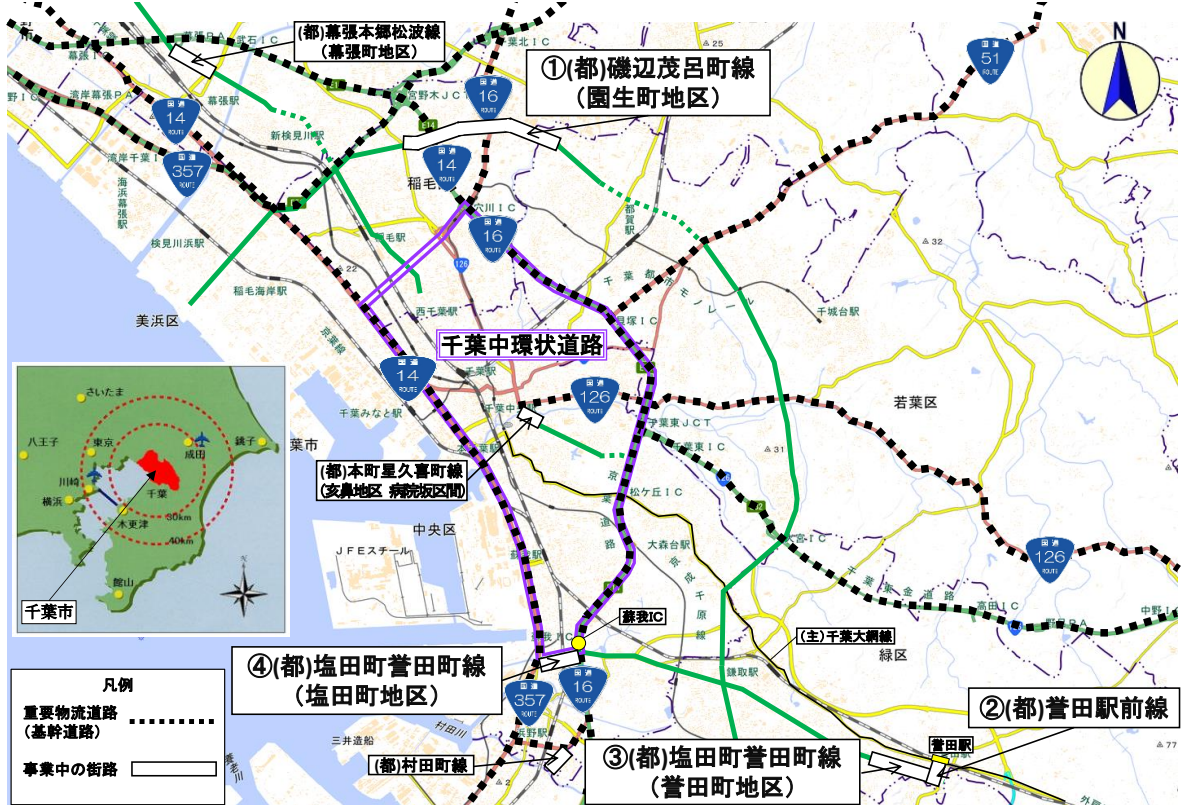
このことから、街路事業を推進するためには、補助金および交付金など道路関係事業費全体の拡大を図ることが必要である。

[参 考]

1 令和5年度の街路事業費

	事業費	国 費	令和6年度以降残事業費
社会資本整備総合交付金	2,825百万円	1,415百万円	36,984百万円
補助事業 [塩田町菅田町線(塩田町地区)]	148百万円	81百万円	6,476百万円

2 令和5年度 千葉市の街路事業実施箇所



《重要物流道路など一体となって機能する街路整備》

① (都) 磯辺茂呂町線 (園生町地区)

重要物流道路である国道14号と国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の多重性の確保を図るため、現在整備を進めている。

《交通結節点機能を強化する街路整備》

② (都) 菅田駅前線

狭小な駅前広場のため、(主)千葉大網線から流入する交通需要へ対応できていないこと、また、現道は歩道がないことから、交通結節点機能の強化や歩行者の安全性の向上を図るため、現在整備を進めている。

《ICアクセス向上に資する街路整備》

③ (都) 塩田町菅田町線 (菅田町地区)

菅田駅前線と併せて整備することで、外房方面から蘇我ICなどへのアクセス向上や並行する(主)千葉大網線の慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、現在整備を進めている。

《地域高規格道路の整備》

④ (都) 塩田町菅田町線 (塩田町地区)

千葉都心を囲む延長約22kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一の未供用区間(0.78km)である。

取扱貨物量全国第2位の千葉港を有する湾岸地域では、港湾機能の強化等に伴う交通需要の増大が見込まれており、重要物流道路である京葉道路、国道16号、国道357号を結ぶことで物流生産性の向上とともに、千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることによる都市内交通の円滑化や災害時の多重性確保を図るため、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「地域高規格道路」として、現在整備を進めている。

27 下水道施設に係る国土強靱化のための財源の確保について

下水道施設に係る国費負担について、防災・減災、国土強靱化を推進し、市民の安全で安心な暮らしを確保するため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 社会資本整備総合交付金(防災・安全)及び下水道 防災事業費補助

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により重点的に推進する浸水対策、地震対策及び老朽化対策に係る財源確保
- ・一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)建設事業と一体的に行う雨水幹線、雨水貯留施設整備に係る財源支援

[要望理由]

本市においては、多発する浸水被害への対応を強化するため、「千葉市雨水対策重点地区整備基本方針」に基づく整備を進め、令和3年度から新たに下水道防災事業費補助を活用し、雨水管渠や貯留槽などの整備を実施している。また、一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)建設事業と一体的に雨水幹線や雨水貯留施設を整備する必要性が生じ、その費用の一部についても下水道防災事業費補助を活用することから、継続的な支援が必要となる。

地震対策においては、「下水道総合地震対策計画」に基づき、緊急輸送路下の管路などを対象とした重要な幹線等の耐震化を進めており、令和3年度末に東日本大震災で液状化が発生した美浜区における耐震化が概ね完了したものの、首都直下地震等の大規模地震の発生を見据え、引き続き事業を推進する必要がある。

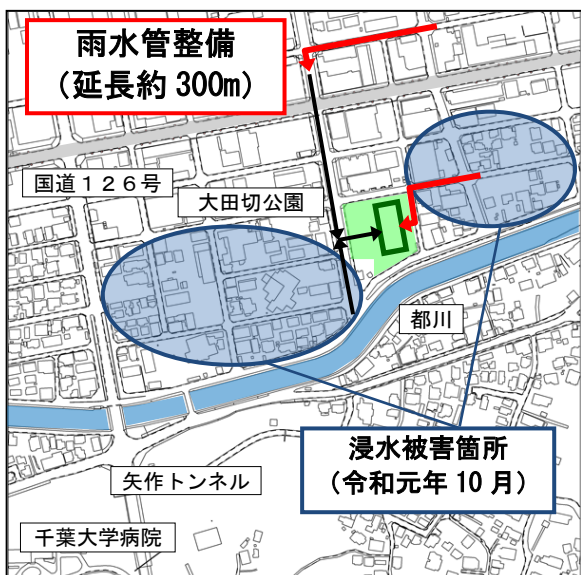
老朽化対策においては、今後増大する下水道施設の改築事業を計画的に推進しなければ、管破損による道路陥没の発生や下水処理の機能停止による水質悪化など、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき改築事業を進めていく必要がある。

[参 考]

1-1 各施策における状況

1-① 浸水対策

令和元年の秋季台風等により浸水被害が頻発
⇒ 再度災害防止に向けて、雨水貯留施設等の整備による浸水対策が必要



令和元年10月25日浸水被害状況 (都町)

1-② 地震対策

重要な幹線等の耐震化率約82%
(令和4年度末時点)
⇒ 重要な幹線等の耐震化が必要



東日本大震災における被災状況

1-③ 老朽化対策

老朽化が進み、道路陥没等の発生が年々増加(20年後50年経過の下水道管は約30%)
⇒ 計画的な改築更新が必要



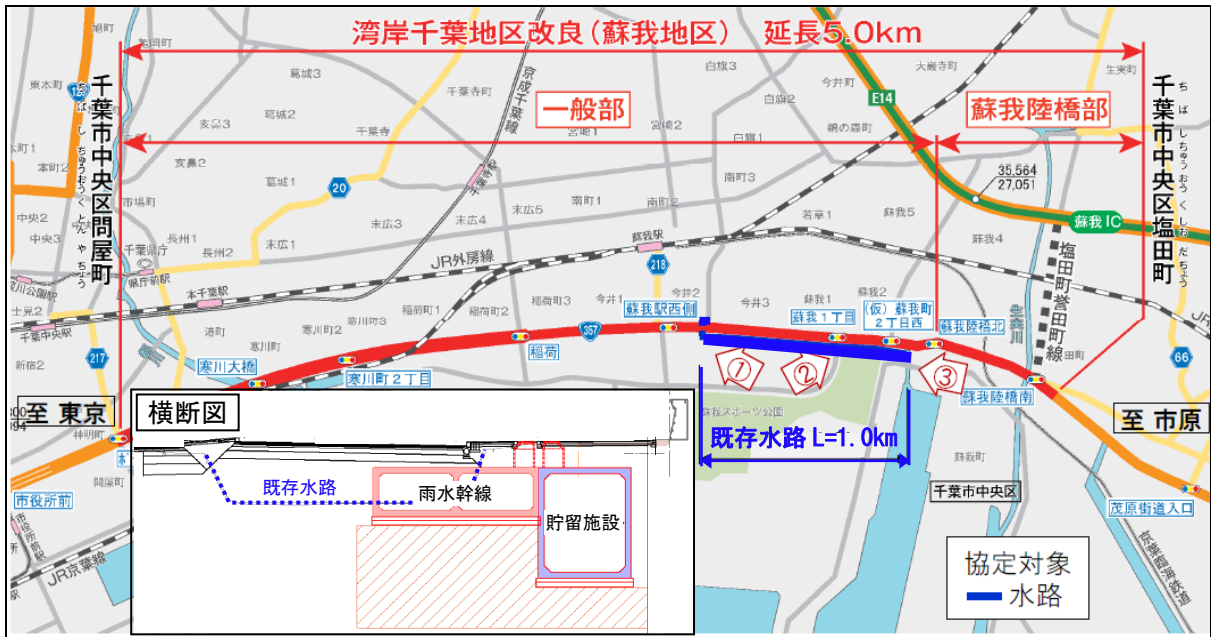
令和元年9月17日緑区あすみが丘道路陥没事故

1-2 事業費

施策名		R3~R7 ※R2第3次補正含む	
		概算総事業費	うち国費
国土強 靱化	浸水対策	232億円	94億円
	地震対策	142億円	57億円
	老朽化対策	187億円	69億円
合計		561億円	220億円

66 ※5ヶ年加速化対策期間における概算事業費

2-1 蘇我地区の雨水幹線、雨水貯留施設整備



2-2 事業費

施設名	概算総事業費	うち国費
		雨水幹線、 雨水貯留施設

28 プラスチックのリサイクル制度について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことから、今後、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。

については、プラスチックのリサイクル制度を真に持続可能な仕組みとしていくため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) プラスチックに係るリサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを調査・分析し、その評価を含め公表すること。
- (2) プラスチックリサイクル体制の構築に国が責任を持って取り組むこと。
 - ・自治体に財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。
 - ・民間リサイクル事業者等も含めたリサイクル処理能力を確保すること。
 - ・中継施設の整備や再商品化事業者の立地など、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などのバランス良い配置を支援すること。
 - ・低コスト処理につながる先進的なリサイクル技術研究の推進・支援を行うこと。

[要望理由]

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、今後、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれる。

プラスチック資源循環を推進していくためには、リサイクル効果やコストなどの情報を、自治体、事業者、市民などリサイクルに携わるすべての関係者が正しく理解することが重要であることから、リサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、

温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含めて公表することが必要である。

また、今後、収集するプラスチックの量が従来より大幅に増加することから、新たな分別収集体制の構築、民間リサイクル事業者も含めたリサイクル設備の処理能力の確保などが必要になることが見込まれる。これらへの対応について、国が責任を持って取り組むとともに、プラスチックリサイクル制度を真に持続可能なものにしていくため、自治体に財政負担を生じさせることのないよう財政措置を講じる必要がある。

加えて、各自治体からの移送距離を考慮すると、リサイクル施設が近隣にない場合、中継施設の整備が必要になることが見込まれるほか、再商品化事業者などの立地も含め、リサイクル体制を構成する各施設・事業者などが全国的にバランス良く配置されている必要がある。

さらに、中長期的にコスト削減を進めていくため、低コストでの処理が期待できる先進的なリサイクル技術の研究や支援を行っていくことが必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物対策課 Tel. 043-245-5237

[参 考]

1 全国の自治体のプラスチック製容器包装廃棄物分別収集実施状況

分別収集実施	66.6%
分別収集未実施	33.4%

・・・千葉市は分別収集未実施、可燃ごみとして処理

(ペットボトル・白色トレイを除く/令和3年度実績 出典：環境省発表資料)

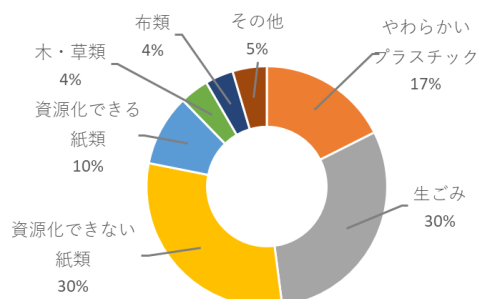
2 プラスチック使用製品廃棄物を分別収集している自治体数

31自治体 (回答団体のうち2.1%)

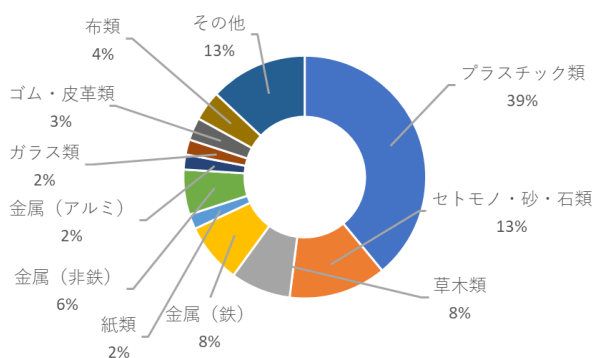
(出典：環境省アンケート(令和3年7～8月実施)、回答数1,455団体)

3 千葉市のごみ組成(令和3年度)

《可燃ごみ》



《不燃ごみ》



(出典：令和3年度千葉市ごみ組成測定分析・ごみ質分析)

[環境省]

29 雑品スクラップに対する規制の拡充について

本市では令和3年10月に全国初の許可制や罰則等の規定を設けた、「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定し、金属スクラップヤード等に対して規制を行っている。しかし、条例制定後も火災が発生する等、生活環境保全上の支障を来す事案が生じている。

については、廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等について制度を見直し、雑品スクラップに対する規制の拡充について、強く要望いたします。

- (1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を拡充すること。

[要望理由]

金属スクラップヤード等で保管堆積されている雑品スクラップの中には、有害使用済機器に該当しないものの、リチウムイオン電池を含むなど有害使用済機器と同等の有害性を持つ電子機器が混入しており、これらの機器が原因と思われる火災が発生する等の生活環境保全上、重大な支障を来す事案が生じている。リチウムイオン電池等を含む有害性を持った雑品スクラップについて、法の規制の対象となっていないことから、法に定める保管基準が適用されるように有害性をもとにした規制対象の拡充が必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 TEL 043-245-5248

[参 考]

1 火災発生件数等

稼働中のヤード件数 93件

火災発生件数…… 19件（平成30年度以降）



2 廃棄物処理法における規制対象

家電リサイクル法対象4品目＋小型家電リサイクル法対象28品目のみを規制対象である「有害使用済機器」としている。

有害性や発火性の観点から網羅的に規制対象を定めていない。

規制対象	規制対象外
<ul style="list-style-type: none">・家電リサイクル法4品目 (家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等)・小型家電リサイクル法28品目 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等28品目)	<ul style="list-style-type: none">・家電リサイクル法4品目と同等の危険性があっても対象となっていない業務用のエアコンや冷蔵庫等の機器・無停電電源装置やAED等リチウムイオン電池を含んでいても小型家電リサイクル法の対象外となっている機器

[環境省]

30 循環型社会形成推進交付金制度の充実について

廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。

しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設工事を令和4年度から着手していることから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進しております。

については、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。

(1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保

[要望理由]

循環型社会形成推進交付金の財政措置は、本市の廃棄物処理施設整備に必要不可欠であり、将来にわたり、継続的な財源確保が必要となる。国においては、令和5年度当初予算に一般廃棄物処理施設の整備として494億円が計上され、令和4年度補正予算分456億円と併せて、合計950億円を計上しているが、**当初予算額は所要額と大きく乖離している**。予算額の不足は事業計画の見直しにつながることから、事業が計画的に実施できるよう、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、年度当初における、**所要額の満額の確保**について要望する。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物施設整備課 TEL 043-245-5423

[参 考]

焼却施設の整備スケジュール

概算 スケジュール	~H28	H29	~	R7	R8	~	R12	R13~
北谷津清掃 工場用地	老朽化により停止	環境アセスメント	解体・建設工事	運用開始				
新港清掃工場 用地	運用	老朽化	生活環境 影響調査	リニューアル整備※	運用開始			
北清掃工場 用地	定期修繕のほか必要な修繕等により、令和12年度まで運用							

※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみを更新する延命化の手法



CHIBA CITY